

令和元年第 4 回上里町議会定例会会議録第 1 号

令和元年 9 月 4 日（水曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 （町長提出議案第 3 6 号）上里町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 （町長提出議案第 3 7 号）上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 （町長提出議案第 3 8 号）上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 （町長提出議案第 3 9 号）上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 （町長提出議案第 4 0 号）上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 （町長提出議案第 4 1 号）上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 （町長提出議案第 4 2 号）上里町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 （町長提出議案第 4 3 号）上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 （町長提出議案第 4 4 号）上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 （町長提出議案第 4 5 号）会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 日程第 1 7 （町長提出議案第 4 6 号）上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 （町長提出議案第 4 7 号）上里町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手

当及び費用弁償に関する条例について

- 日程第 19 (町長提出議案第 48 号) 上里町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例について
- 日程第 20 (町長提出議案第 49 号) 令和元年度上里町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 21 (町長提出議案第 50 号) 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 22 (町長提出議案第 51 号) 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 23 (町長提出議案第 52 号) 令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 24 (町長提出議案第 53 号) 令和元年度上里町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 25 (町長提出議案第 54 号) 令和元年度上里町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 26 (町長提出認定第 1 号) 平成 30 年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 (町長提出認定第 2 号) 平成 30 年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 (町長提出認定第 3 号) 平成 30 年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 (町長提出認定第 4 号) 平成 30 年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 (町長提出認定第 5 号) 平成 30 年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 31 (町長提出認定第 6 号) 平成 30 年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 32 (町長提出認定第 7 号) 平成 30 年度上里町下水道事業決算認定について
- 日程第 33 特別委員会委員長報告について
- 日程第 34 議員の派遣について
- 日程第 35 (町長提出議案第 55 号) 公平委員会委員の選任について

- 日程第 3 6 (町長提出議案第 5 6 号) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 3 7 (町長提出議案第 5 7 号) 教育委員会教育長の任命について
日程第 3 8 (町長提出議案第 5 8 号) 教育委員会委員の任命について
日程第 3 9 (選挙第 5 号) 選挙管理委員会委員の選挙について
日程第 4 0 (選挙第 6 号) 選挙管理委員会補充員の選挙について
日程第 4 1 (意見書第 7 号) 会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への財政措置を求める意見書(案)について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 提出議案の報告について
日程第 4 町長の行政報告について
日程第 5 諸報告について
日程第 6 一般質問について
-

出席議員 (14 人)

1 番 黛 浩 之 君	2 番 高 橋 茂 雄 君
3 番 高 橋 勝 利 君	4 番 飯 塚 賢 治 君
5 番 仲 井 静 子 君	6 番 猪 岡 壽 君
7 番 齊 藤 崇 君	8 番 植 原 育 雄 君
9 番 植 井 敏 夫 君	10 番 高 橋 正 行 君
11 番 納 谷 克 俊 君	12 番 沓 澤 幸 子 君
13 番 高 橋 仁 君	14 番 新 井 實 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山 下 博 一 君	副 町 長 江 原 洋 一 君
教 育 長 下 山 彰 夫 君	総 務 課 長 山 田 隆 君
総合政策課長 塚 越 敬 介 君	税 務 課 長 須 長 正 実 君
くらし安全課長 望 月 誠 君	町民福祉課長 亀 田 真 司 君
子育て共生課長 間々田 由 美 君	健康保険課長 及 川 慶 一 君

高齢者いきいき課長	飯塚郁代君	まち整備課長	富田吉慶君
産業振興課長	山下容二君	上下水道課長	根岸利夫君
学校教育課長	高橋淳君	学校教育指導室長	勝山寛美君
生涯学習課長	伊藤覚君	会計管理者	小暮伸俊君

事務局職員出席者

事務局長	宮下忠仁	主	任	横尾慎也
------	------	---	---	------

◎開会・開議

午前9時9分開会・開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第4回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（新井 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、12番沓澤幸子議員、13番高橋仁議員、1番黛浩之議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（新井 實君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました今期定例会の会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、齊藤崇議員。

〔議会運営委員長 齊藤 崇君発言〕

○議会運営委員長（齊藤 崇君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の齊藤崇でございます。

前期6月定例会で審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、去る8月19日月曜日午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重審議をしましたので、その結果を報告いたします。

初めに一般質問であります。今期定例会における一般質問は8名の議員から通告が出されており、質問の通告時間は4時間20分であります。答弁時間を含めると、おおむね7時間25分程度になると見込まれます。

なお、一般質問は本日と明日の2日間となり、本日4名、明日4名の割り振りとなりました。

次に、町長提出議案については、条例の一部改正が11件、条例の新規制定が2件、補正予算については、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計の6件であります。

決算関係については、平成30年度一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計歳入歳出決算認定並びに水道事業決算、下水道事業決算認定についての7件が予定されており、これらを合計い

たしますと26件の提出議案であります。

なお、会期中に追加議案の提出がある旨の報告を受けております。

また、議会としても、選挙管理委員会委員及び補充員についての選挙を実施する予定であります。

次に、今期定例会に受理した請願・陳情はありません。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、お手元に配付した会期日程表どおり、本日9月4日から9月27日までの24日間といたしたいところでございます。

以上で議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果報告といたします。慎重審議をお願い申し上げまして、議会運営委員長との報告とさせていただきます。

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月27日までの24日間といたしたいと思いますが、これに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決定いたしました。

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（新井 實君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。
事務局。

〔事務局朗読〕

◎日程第4 町長の行政報告について

○議長（新井 實君） 日程第4、町長の行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

9月に入り、まだまだ残暑厳しい日が続いておりますが、立秋も過ぎまして、これから朝晩は過ごしやすくなってくるかと思われま

本日本ここに、令和元年第4回議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御参集を賜り、町政の重要課題につきまして御審議いただきますことに対

しまして、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

去る 8 月 25 日、埼玉県知事選挙が行われ、新しい埼玉県のリーダーが決まりました。新知事のもと、上里町としても、今まで以上に県との連携を積極的に行い、町の重要施策を確実に実行してまいりたいと考えております。

新たな埼玉県知事が決まった中、7 月期の埼玉県の経済の動きを見てみますと、雇用情勢や消費動向などに、緩やかな改善、上昇傾向を維持しておりまして、総合的には、一部に弱い動きが見られますものの緩やかに回復している状況かと思っております。引き続き、県内経済の動向、さらには 10 月に予定されている消費増税に係る経済への影響に対しましても、注視してまいりたいと思っております。

今年の夏は、梅雨明けが遅れ、冷夏も心配されましたが、8 月に入り猛暑日が続き、日本各地で最高気温を記録するなど、大変暑い夏でありました。

そのような中、今月 20 日にはラグビーワールドカップ 2019 日本大会が開幕し、熊谷市でもプール戦 3 試合が行われます。また、来年の東京オリンピック、パラリンピックの 1 年前イベントとして、イオンタウン上里で PR イベントが開催されました。どちらも町民の皆様がスポーツに触れ合う絶好の機会であり、上里町も、町の PR とともに支援活動を行ってまいりたいと思っております。

さて、本定例会には、条例改正といたしまして、上里町税条例等の一部を改正する条例など、条例の一部改正案が 11 件、上里町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例など新規制定が 2 件、令和元年度一般会計補正予算を始めとした補正予算案が 6 件、平成 30 年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出など、決算の認定 7 件を提出議案とさせていただきました。

また、人事案件といたしまして、公平委員会委員の任期満了に伴う選任、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う選任、教育委員会教育長の任期満了に伴う任命、教育委員会委員の任期満了に伴う任命について追加議案として御提案したいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたします議案関係についての概要を申し上げます。

条例の一部改正案といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う、上里町税条例等の一部を改正する条例、新公立保育園の開園に伴う上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例などの条例の一部改正を 11 件、また、会計年度任用職員制度導入に伴う条例の新規制定を 2 件、提出させていただきました。

続きまして、補正予算案の概要について申し上げます。

一般会計におきましては、職員の定期人事異動などに伴う給与額の増額、参議院埼玉県選出議員補欠選挙事業、職員情報系端末の更新、財政調整基金積立金、減債基金積立金、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、公立保育所各種整備費、町道補修工事費、子育てのための施設等利用給付事業負担金、公共下水道事業雨水処理負担金などを計上いたしております。

歳入といたしましては、国・県支出金地方特例交付金及び繰越金、繰入金などが主な財源となっております。

額といたしましては、4億8,158万3,000円の増額補正となっております。

その他、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の補正予算を提出させていただきました。各会計についても、職員給与の補正や事業費の増額などの補正となっております。

これらの提出議案につきまして、慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、6月定例議会以後の主な行政報告を申し上げます。

6月29日、彩の国くまがやドームで開催された第53回交通安全子供自転車埼玉県大会に、神保原小学校が出場し、2年連続で準優勝という輝かしい成績を収めました。準優勝した神保原小学校は、次回大会の出場権を獲得しております。

7月1日、株式会社関東地区昔がえりの会と、災害時における集出荷施設等の利用に関する協定を締結し、災害時は株式会社関東地区昔がえりの会が所有する施設やフォークリフト等の利用や、物資集積拠点として、御協力いただけることになりました。

7月1日から、子育て世代包括支援センター業務が開始されました。妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行えるよう、子育て共生課と保健センターとの連携を強化し、出産から子育ての悩みを抱える妊産婦が、乳幼児とその保護者に必要な情報提供、相談を行うなど総合的な支援を行ってまいります。

7月11日、令和元年度健康長寿優秀市町村表彰が行われ、2年連続上里町が優良賞を受賞しました。これは、平成30年度に健康長寿に関する優秀な取り組みを行った市町に、知事から表彰状を贈呈されるもので、上里町では、埼玉モデルとして、からだ改革塾ウォーキング編を、日本女子体育大学の指導のもと、毎日1万歩運動と活動量計を身につけ、自主的なウォーキングを実施し、大学と連携して、活動量計の記録、体力測定等の分析、効果検証を実施した成果が認められました。

7月22日より、町内の中学3年生を対象とした、中学生学力アップ教室がスタートしました。この事業は、高校受験前の学習の不安の解消、入試対策、勉強のやり方などを自習形式で学び、中学生の学力向上につなげる事業であります。受験生たちが、自分の希望する進路に進めるよ

う、引き続き教育委員会と協力してまいります。

8月1日から、かみさとたまる健幸マイレージ事業の申し込み受け付けを開始しました。いつまでも元気で充実した生活を目指して、健幸づくりを始めるものです。町の健康診断、各種健康教室等への参加やウォーキング等の歩数が、ポイントカードやスマートフォンに健幸ポイントとして付与され、たまったポイント数に応じた商品と交換できます。大勢の皆様の参加をお待ちしております。

8月21日に国道17号本庄道路建設促進期成同盟会の要望活動に行つてまいりました。本庄市、深谷市、高崎市と連携し、大宮国道事務所、国土交通省、財務省等に本庄道路の早期実現と予算確保につきまして、国会議員、政務官、各省庁担当所長などを訪問し、要望活動を行いました。

8月26日に、古新田四ツ谷線と三田中通り線の交差点に、念願の信号機が設置され、灯入れ式が行われました。関係機関の御協力のもと、2学期始業開始前日に信号機が設置されたことに感謝するとともに、引き続き、本庄警察署や関係機関と連携を図り、交通安全対策を推進してまいりたいと考えております。

9月5日より、町民ホールにおいて、第52回上里町文化祭、展示部門の発表が始まります。加盟団体の皆さんの1年間の成果の発表の場であり、皆さんのすばらしい作品を楽しみにしておりますので、是非、お立ち寄りいただきたいと思っております。

最後になりますが、新公立保育園に関しまして御報告を申し上げます。

この度、公立保育園が2園から1園になることから、保育士の意見をもとに、上里町で育つ子どもたちへ、将来の大きな希望を込め、保育園名を新しく、上里町立空の杜保育園と決定いたしました。本定例会におきまして御議決を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様には、お忙しい中、多くの行事等に御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、本定例議会におきます行政報告といたします。今後とも町政推進に当たりましては、町議会議員各位の御指導と御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和元年9月4日、上里町長、山下博一。

どうぞよろしくお願い致します。

◎日程第5 諸報告について

○議長（新井 實君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において受理した請願・陳情はありません。

次に、規則等の制定及び一部改正が報告事項として提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時33分休憩

午前9時35分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第6 一般質問について

○議長（新井 實君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い、発言を許可いたします。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） おはようございます。

議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。通告に基づき、一般質問を行います。

今回の質問は、タウンミーティングについて、公共下水道終末処理場予定跡地について、住民サービスについての3点です。

まず初めに、1、タウンミーティングについて。

①タウンミーティングでの意見の集約と共有の状況、今後のタウンミーティングのあり方について質問をいたします。

通告後に広報9月号が配付され、タウンミーティングについて掲載されました。また、ホームページには、5会場で行ったアンケート結果の集約が詳しく紹介されたことは評価できます。山下町長になって初めてのタウンミーティングに188人が参加され、アンケート以外にもたくさんの御意見が出されました。ホームページでは、意見と回答は準備中となっていますが、たくさん出された意見を課別、事業別に集約し、現状確認が必要な問題、検討が必要な意見については、職員全員が共有して検討を行っているのでしょうか。検討中だけでなく、期限を決めた検討を行い、公表の時期をお知らせすることも大事だと思います。

当然、結論がすぐに出ないこともあると思いますが、聞きっぱなしにしないで回答を出して

いくことが、今後のタウンミーティングにつながることも大事だと考えています。

ホームページでは、詳しい報告がありますが、多くの町民が目にするができる広報や回覧などを利用して、具体的な、ホームページで掲載している内容なども公開していくことが必要ではないでしょうか。

また、既にタウンミーティングの期間中に、町長は今後もタウンミーティングに取り組む考えを述べられておりましたけれども、参加者へのアンケートの設問で、満足度はどのように考えていますかについては、大変満足、満足を合わせると67%と高かったことも考慮すると、引き続きの実施が求められていると思います。

今後のタウンミーティングの実施方法について、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

②公共施設のあり方など、重要課題や計画について意見交換をする機会を設定することについて。

今回のタウンミーティングは、町からの資料や説明が少ない中で、住民の御意見を聞くというスタイルでした。タウンミーティングの実施は、昨年6月議会で、上里町公共施設等総合管理計画などに基づいた住民説明会を開催し、住民の意見を聞く機会をつくっていただきたいとの質問に対し、タウンミーティングを実施するとの答弁がありました。

さらに、12月議会で、公共施設計画のあり方を念頭に置いて、どのようなタウンミーティングを計画しているのですかと質問したところ、公共施設の配置や施設サービスのあり方を伺う住民説明会をやって、具体的な意見を吸い上げた結果、アンケートや住民参加型のワークショップなどなりしていくというプロセスがあると思う。公共施設の扱いについては、やはり住民説明会から入っていくのかなと思っていますというお答えでした。

今回はフリースタイルのタウンミーティングでしたが、今後の方法として、今回のスタイルも残しながら、町の重要課題や計画について、住民との意見交換の機会を設定することについて、町長の考えをお聞きしたいと思います。

2、公共下水道終末処理場予定跡地について。

①農地として生かすバイオマス（再生可能エネルギー）事業に取り組むことについてお聞きします。

八町河原地区にある公共下水処理場跡地は約4.2ヘクタールですが、土地利用計画が変更になった後は、普通財産として管理されていると思います。その使用方法是、埼玉県が行っている河川の刈り草の有効活用事業用地、町の公共工事の資材置き場などや農業耕作地としての貸し付けが中心だと思います。

終末処理場予定跡地の有効活用については、2017年6月議会でも質問をしています。そのと

きには、平成27年4月から平成28年9月まで、小山川水循環センターにおいて、埼玉県下水道公社及び民間企業の共同研究として、バイオマスの有効利用に向け実証実験を行っている時期でしたので、実証実験の結果を踏まえ、バイオマス事業の有効性、費用対効果などについて検証してみたいという答弁でありました。

県は、平成21年に策定した埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画を平成24年に見直してきましたが、国がバイオマス利活用の取り組みをより一層拡大、発展させていくために、平成28年9月にバイオマス活用推進基本計画の見直しを行ったことを踏まえて、平成30年3月に、平成30年から32年度を計画期間とした見直しを行ったところであります。

終末処理場予定跡地は、一時期花を植えていたこともありましたが、現在は、先ほど述べたとおり、一部貸し付けがあるものの、用地の多くは雑草に覆われた状況で、塩漬け状態になっています。

この用地を有効的に生かすためには、第1種農地として許可される内容であり、地球温暖化の防止、循環型社会の形成及び農村の活性化を図るという大儀あるバイオマス事業に取り組むことが望ましいのではないかと考えます。

上里町の地域性や土地利用の条件から考えて、家畜ふん尿や農業用残渣を主原料としたバイオマス発電としながらも、資源や工法はいろいろありますので、効果的なメタンガスの発生を安定的に維持する組み合わせとして、街路樹や各家庭などで出る剪定した枝や刈り草など、上里町及び周辺自治体で活用可能な資源のあり方を計画してはどうでしょうか。

県の計画では、1、バイオマス利活用の啓発活動と理解促進を図る。2、市町村域を超える関係者の連携を促進する。3、情報提供を行い、事業化の促進を図る。交付金等の活用に向けた取り組みを支援する。4、市町村バイオマス活用推進計画の策定を支援する。これが県の役割となっています。国も県も積極的に推進する立場ですので、広域圏及び県と相談することについて、町長の考えをお聞きます。

バイオマス発電と同時にできる液肥については、農家や町民に無料で利用してもらうことで、化学肥料から離れた有機野菜に切りかえることができます。現状の荒れ地を数年先まで続けるのか、バイオマス関連施設を稼働させ、17号バイパスが開通した将来には、有機野菜と銘打って地元野菜や果物の販売を含めた計画もあわせてその場所でできるのではないかと考えます。何よりも民家が途絶えた途中に位置するこの用地が、大人の身の丈以上の草が生い茂っている現状は、安全性の面からも重大な問題であり、景観的にも好ましくない状況です。この改善は一刻も早くすべきと考え、環境にもよいバイオマスについて提案した次第です。町長の考えをお聞きしたいと思います。

3、住民サービスについて。

①転入者に対し必要な情報提供の徹底を図り、アパートなど集合住宅の住民にも広報や回覧が届くよう配慮することについてお聞きします。

上里町の転入者は、2012年度、1,308人、13年は1,186人、1,237人、1,198人、1,293人、1,577人、そして昨年は1,528人となっています。

転入者が最初に住民登録に訪れたときに受ける印象は、その後の町の行事への参加意識などにも大きくかかわってくることだと思います。住民登録者に対し、町の計画や必要な情報提供書類は何種類あるのでしょうか。職員の誰が対応しても気持ちよく必要な書類が漏れなく提供されることが大事だと思いますので、提供書類の確認についてお聞きしたいと思います。

また、広報や回覧板など、町の必要な情報がアパートなどの集合住宅にお住まいの住民に対しては届かない実態もあるようです。こうした集合住宅に住んでいる住民に対しては、どこが責任を持って配布の実態を把握しているのでしょうか。借家であっても、町の必要な情報はきちんと届けられるべきだと思います。世帯数では、2019年決算で1万2,628世帯ですが、月々の広報は何部届けられているのでしょうか。住んでいる住民一人一人に町の情報が正しく届き、愛着を持って住んでいただけるような配慮が必要だと思いますので、お聞きいたします。

②町民福祉課に「おくやみコーナー」を設置することについて。

大分県別府市の住民サービス改善係は、死亡に関する手続を1カ所ですべてのおくやみコーナーを2016年5月に開設しています。上里町においても、死亡者数が出生者数を上回る状況です。毎年増加傾向であり、2017年度は335名の方がお亡くなりになっております。

家族が亡くなった場合、心理的にも大変な中での手続は、平常心のとき以上に大変だと思います。死亡に関する手続は、頻繁にないために、ふなれな上に複数の部署にかかわるさまざまな書類の提出が必要となります。遺族の負担が大変大きいものと考えます。

別府市のおくやみコーナーでは、故人の情報をもとに、関係書類の作成をワンストップで手続できるように補助してもらえます。必要に応じて、他の窓口案内したり、担当課の職員がおくやみコーナーに出向くなどして手続を行うようです。おくやみコーナー設置以前には、別府市では12課にわたる手続が必要だったとのこと。上里町では幾つの課にわたる手続が必要になってくるのでしょうか。今後も増えると考える手続の負担を軽くするために、上里町でも是非ワンストップで対応できるコーナーを、町民福祉課に設定することについて伺って、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、1、タウンミーティングについての①タウンミーティングでの意見の集約と共有の状況と、今後のタウンミーティングのあり方についてでございます。

私は、住民がみずからの町をみずからの手でつくり上げていく住民自治の基本に立ち、住民と行政が対話し、一緒に町づくりを進めていくプロセスこそが重要であると考えております。

その一つの手法として、住民と行政が同じ目線、双方向で地域の課題や町政全般について率直に意見交換を行う場として、選ばれる町、住みたい町の実現に向けてをテーマに、2019上里町タウンミーティングを開催させていただきました。多くの町民の皆様に御参加いただき、大変有意義な会となりましたことを、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

今回のタウンミーティングは、5月12日から6月23日にかけて、主に地域の子育て拠点である児童館などを会場とし、各小学校地域にて全5回を開催させていただきました。延べ188人の方に御参加をいただき、町づくり、交通政策、子育て支援・教育環境など、さまざまな課題について活発な御意見が交換できたことを感じております。

タウンミーティングにおいていただきました多数の御意見・御要望等については、都度速やかに職員に共有し、今後の町政運営や各種施策の検討における貴重な意見として活用させていただいております。あわせて、広報かみさと9月号では、特集としてタウンミーティングの実績と内容について掲載をさせていただいているとともに、町ホームページにも皆様からいただきました御意見とその回答を全て掲載しております。

また、皆様からいただきました御意見・御要望の中でも、とりわけ多かった道路や交通安全など、住民の日常生活に密接であり、急を要する案件につきましては、直接担当課に伝え、早急に必要な対策を行ったものもございます。

今回のタウンミーティングは、長く上里町に住まわれている方、新しく住まわれた方など、分け隔てなく、開かれた町、開かれた行政として、まずは聞くことに重きを置き、あえて特別にテーマを絞ることなく、町政全般について御意見交換を行うものとして開催したところであります。

議員のおっしゃる、今後は町の重要課題や計画を検討する際の意見交換の場として、テーマを絞るなどし、タウンミーティングを有効活用することも検討してまいりたいと考えております。

今後も引き続き町内のさまざまな場所でタウンミーティングを開催していくことにより、さらに多くの意見交換を行ってまいりたいと考えています。

続きまして、②公共施設のあり方など、重要課題や計画について意見交換をする機会を設定することについての御質問にお答え申し上げます。

現在、策定を進めております個別具体的な公共施設のあり方や再配置、維持保全の方針につ

いて明らかにする、いわゆる個別施設計画の検討については、これまで以上に、より深く詳細な住民意見の吸い上げが重要であることから、さまざまな広聴手段を用いて、住民意見の吸い上げに努めているところでございます。

今年4月には、公共施設マネジメント勉強会として、上里町公共施設等総合管理計画の概要について説明し、公共施設マネジメントの意味や必要性について町民と学び、考える勉強会を開催しました。

なお、その内容は、ホームページでも公開させていただいております。

その上で、公共施設の今後のあり方と再配置に関する町民アンケートとして、個別具体的な施設のあり方や再配置に関する住民意見を広く吸い上げるため、町民3,000人を対象にアンケートを実施いたしました。

また、今回は、行政の考え方に対する住民意見ではなく、町民主体で考えた未来の公共施設のあり方の考えを得るため、公募メンバーによる未来の公共施設のあり方を考えるワークショップを開催し、先進事例や町民アンケート結果、また、施設の劣化状況、利用状況などを参考にしながら、まさに町民が中心となって、上里町の将来の公共施設の適正配置やあり方について意見を出し合い、これらを取りまとめさせていただきました。

公共施設の統廃合を含む再配置やあり方については、地域、世代ごとに個々に異なる思いが強くあると思われますので、町民同士がより自由な形で意見をぶつけ合い、活発に議論できる手法として、さまざまな広聴手段がある中から、今回はあえて公募メンバーによるワークショップという手法をとらせていただき、大変な盛り上がりとなりました。

個別施設計画につきましては、今年度内の策定を目指しています。今後は、これまで集めてきたさまざまな施設情報とアンケートやワークショップで得た貴重な住民意見を踏まえ、これらを総合的に判断した上で、将来の上里町にとって最適な公共施設の再配置方針や方針に基づく個別具体的な施設の対策内容、対策時期について検討を進めてまいりたいと考えております。

今後、個別施設計画の策定に当たっては、公募委員及び議員を含む外部有識者により組織される上里町行政改革推進委員会やパブリックコメントの募集などによっても改めて御意見をいただく予定であります。御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後、町の重要課題や計画の検討に当たっては、効果が得られそうなものに関しましては、テーマを設定するなどし、タウンミーティングの積極的な活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、2、公共下水道終末処理場予定跡地について。

①農地として生かすバイオマス（再生可能エネルギー）事業に取り組むことについてのお尋ねでございます。

私も、バイオマスを活用することは、持続可能な社会の形成に貢献する手段であると認識しております。

しかしながら、公共下水道終末処理場予定跡地は、第1種農地であり、バイオマス事業を行う場合には、農業用施設としてのバイオマス施設である必要があります。したがって、農業生産活動により生じる家畜ふん尿、稲わら、もみ殻などを利用して、堆肥化、発電等を行う施設で、主としてその農業者またはその農業者の構成する団体が管理利用する施設となっております。

一般家庭の生ごみ等を使用したバイオマス施設は、農業用施設に該当はしないため、農用地としての利用はないことになりますので、設置は難しいと考えられます。

なお、過去に埼玉県下水道局と民間事業者等が、本庄市の小山川水循環センターで行ったバイオマスの有効利用に向けた共同研究は、下水汚泥や事業系の食品廃棄物等を利用したもので、農業生産活動によるバイオ燃料だけではありませんでしたが、結果はエネルギーとして利用の可能性があるとしています。

しかし、実証実験のための施設であり、また、用地、法的課題があったため、ここでの事業継続は難しかったと聞いております。

また、行政主導でバイオマスの活用について検討する場合には、環境的な視点に立ち、家畜排せつ物など、農業系に他の生ごみ、浄化槽汚泥といったバイオ燃料を加えた地域全体の循環を考えることが大切であると考えております。

再生可能エネルギーとしてのバイオマス発電については、農林業とあわせた多面的な推進を目指していくという国の方針もございますので、事業化の可能性を今後研究してまいりたいと考えております。

次に、住民サービスについてのお答えを申し上げます。

まず、①転入者に対し必要な情報提供の徹底を図り、アパート等集合住宅の住民にも広報や回覧が届くよう配慮することについてでございます。

町外から上里町に転入された方は、町民福祉課窓口で住所の転入手続をしていただいております。この手続後に、役場内で必要なその他の手続の一覧をお渡しした上で、従前住所地で発行された転出証明書の内容から、町民福祉課が把握し得る必要な手続については、口頭でも御案内申し上げます。

そのほかに、広報かみさとを初めとする、町内、県内の情報冊子類をお渡ししております。この冊子類については、既にお住まいの方がいらっしゃる住居に転入された方については、行政区を通じて配布済みであることから、希望がない限り、お渡ししてはおりません。また、以前、上里町にお住まいになっていたことがある方は、町内のことはよくわかっていることから

と、お持ち帰りにならないこともございます。さらに、お渡ししたもののの中から選んで持ち帰られる方もいらっしゃいます。

このように、情報冊子類の配布については、転入された方の状況により対応しております。新規で転入された方には必ず全ての冊子類をお渡しするべきところでございますが、議員御指摘のとおり、遺漏してしまうケースもございます。

今後の対応策といたしましては、住所の転入手続に係るマニュアルを作成し、どの職員が担当しても均等なサービスを提供できるよう徹底し、再発防止に努め、さらなる住民サービスの向上につなげてまいりたいと思っております。

なお、先ほど御質問にありました転入者の情報提供用の冊子については9種類ございます。

また、アパート等の住民への対応は、行政区によってもさまざまです。区に入っていない場合は、広報などの配布を行っていない行政区もあるようです。もちろん区に入っていない場合、配布物を届けている行政区やアパートの管理人に広報や回覧をまとめて渡している行政区などさまざまであり、それぞれにこれまでの経緯がございますので、一概に強要することは難しい面があると考えております。

アパートに居住する若い世帯などは、スマートフォンやタブレット等で閲覧できる広報アプリ「マチイロ」があるので、新聞などと同様に、紙の広報誌は要らないという方もいらっしゃいます。さまざまな方法で多角的に情報伝達する時代になったと感じていますので、伝達方法を工夫し、町から発信する情報がきちんと住民に届くよう、より一層努力してまいりたいと考えております。

先ほど杳澤議員から御質問ありました広報の区長配布枚数は1万594部です。

次に、②町民福祉課に「おくやみコーナー」を設置することについての御質問でございます。

遺族の皆様にとって、家族を失ってつらい気持ちでいる中、多くの手続が必要となるのは大変なことだと察しております。

死亡届は、葬祭業者など代理人が届けに来ることが多いのですが、保険証の返還や葬祭費の請求など、共通で必要になる案内書については、代理人から遺族にお渡しいただいております。

死亡に関連した手続は非常に複雑であり、その方の実情に応じてさまざまな申請等が必要となっておりまして、年金の手続や相続税の申告、不動産登記の変更など、何度も調整したり、複数の関連機関へ出向く必要が生じてまいります。

おくやみコーナーは、役場内の死亡に関連した事務を、統合して受け付ける窓口のことで、1日に何件もの死亡届を受ける大きな市にとっては、専用窓口をつくって対応しているところもあるようでございます。

上里町の場合は、平成30年度は359件、平均1日1件であり、現在は必要な部署へ運んでい

ただき、専門的な御案内を差し上げているところでございます。

おくやみコーナーの設置には、システム構築や職員配置、費用などの課題がありますが、まずは関連手続一覧表などをお渡しするなど、住民の皆さんに少しでも便利に感じていただけるように考えていきたいと思ひます。

なお、町としましては、通常業務の傍ら、遺族に寄り添えるような、専門的なスキルを持った担当者を今後配置して、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） それでは、再質問をお願いしたいと思います。

まず、タウンミーティングについてでありますけれども、ホームページではかなり詳しく、アンケートで出された細かい意見もまとめて報道されているのかなというふうに思ひます。そういうふうに見れる人にはかなりの具体的な報告がされていくんだと思ひますけれども、やはり、アクセス数からいくと、なかなかそこまで目が届いていないのかなと思ひます。

また、頻繁にアクセスする人にとっては、意見の回答は準備中というのは、いつまで待てばいいのかなというふうな形がありますので、やはり、期限をもって、そこで出せるまでの回答を出していくということも必要じゃないかなと思ひますので、まずその点についてお聞きしたいと思ひます。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員に対しての、タウンミーティングのことについて、ホームページで公開していくということでもあります。

昨日、私のところに報告がありまして、担当者から。回答のほうも、新規版で昨日、回答を上げていますので、是非ごらんいただきたいと思ひます。

沓澤議員御指摘のとおり、こういったことはある程度スピード感を持ってやろうということで、職員も一生懸命頑張っていますので、御理解いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 昨日は見なかったもので、失礼いたしました。

実は、私、8月の広報に期待して、タウンミーティングのことが載るんじゃないかなと思ったところ、載らなかったもので、いや、これはちょっとということで通告を出したところ、9月

の広報に載って、これは載ってよかったというふうに思っています。

そして、ホームページはかなり詳しく、今日も楽しみにしていますけれども、報道されますので、やはり住民が一生懸命参加して、上げてくれた声をやっぱり大切にして応えていくという姿勢は、非常に次も参加してみようとか、言えば応えてくれる町なんだという安心感につながると思うんですね。

そういう意味から、広報ですけれども、それなりの報道はされていますけれども、ホームページから見ると、非常に内容が薄いですよ。だからといって、詳しく字がいっぱいというのがどうかということもまたあると思うんですけれども、小出しに、少しずつ報道していくとか、あるいは回覧板、全家庭を回るわけですから、興味のある人は一生懸命見ると思うんですね。興味のない方はどうかわからないですけれども、それでもやっぱり興味のあるところは見えていただけたと思うんですね。

そうすると、タウンミーティング、こんな形でやったんだ、そして、町長もちゃんとこういうふうに応えてくれているんだということが、また次のタウンミーティングにつながっていくと思いますので、そうしたことについてお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員、大変いろいろ御指摘ありがとうございます。

このタウンミーティングについては、就任して2年目ということで、是非皆さんに意見交換の場をとということでたくさんの方に集まっていただきまして、皆さんから大変よかったというお声をいただきました。

今回特に私が感じたのは、若い人の参加が少なかったということがありまして、若い人はやっぱりこういう広報よりも、やっぱりホームページとか見て、そういう町の情報を、スマホとかパソコンとかで情報を収集するということで、今回、特にスピードアップしてやろうと、そういうことでお願いして、御指摘のとおり、回覧とか、こういう広報を使って、住民全員にできるだけ伝わるような情報活動、広報活動が必要かと思っておりますので、今後、回覧も含めて検討させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今後のタウンミーティングのあり方としては、さまざまな場所で行っていきたいという考えでありました。

先ほど町長もおっしゃったとおり、本当に若い方の参加が少なかったですよ。ですので、今回、各地域、5地域ということで、またアンケートの集約を見ますと、また参加したいとい

う方、そして、近ければ参加したいという方が圧倒的でありましたね。

そういうことを考えると、この会場的に近場で、各小学校区ぐらいの頻度で開催することはいいのかなと思ったりしますし、また、若者は行動力もありますので、1カ所で、何歳までの、若者の声を聞く会みたいなの、タウンミーティングのあり方なども模索してはどうかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

今、そういうテーマなり、若者に絞ったという意味では、このタウンミーティングをそもそもやりたいというのは、さいたま市の清水市長が、もうずっとやっています、私がかねてからやりたいなということで、清水市長とも面識があって、会う機会もありましたんで、そういった中で、さいたま市の場合にはテーマなり、それから参加者も申し込み形式でやっているんですね。だから、そういう形もいいかなと思いますが、とりあえず今回は、先ほど言いましたように、広く、あまねく聞くと。申し込みもなく、フリーに、ちょっと寄ったよという方もいらっしゃるかと思うんで、余り限定、枠をはめないでやりました。

今後は、会を重ねることによって、そういう議員の提案のようなやり方もあるのかなということで、少し内部で検討させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 公共施設のあり方についての、今後としては、町長も重要な課題についてテーマを絞ってやっていく方法なども検討していくということでありましたけれども、目の前に迫っているのは、公共施設の個別的な計画が来年度でき上がっていくということになっていますので、その前に、やはり、ワークショップとかアンケートとか実施されているようでもありますけれども、限られた人数での議論、ワークショップでもそれだけ活発に議論できるということは、相当、問題意識のあることだと思うんですね。

それですので、タウンミーティングの今回のスタイルのような形での中の一部の時間を割いてそういうことを取り入れるなど、やはり、全体の住民に伝わるような方法を考えていただきたいなというふうに思っているんですけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の個別計画で策定した内容について、タウンミーティングで取り上げてもらえないかという御質問かと思っております。

上里町は、旧4カ村といいますか、古い、古いといいますか、今まで上里村、上里町という中で、そういう地区別のコミュニティーが形成されてきたということでありまして、そういった中での伝統や文化を培ってきたところがあります。

地域ごとの特色がある住民もありますし、新しく住民として移ってきた方もいらっしゃるかと思います。現時点では、個別施設計画については、ワークショップやタウンミーティングは予定しないで、町の全体の枠の中で個別施設計画を検討して、広く御意見をいただくという形がいいかなと思っています。

いろいろ広くパブリックコメント等も、情報収集することを皆様に、住民の意見を吸い上げる機会がございますので、そういった件も含めて今後進めていって、また、今後そういったパブリックコメントをやる中で住民説明会等、全体のをやるかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 重要な政策についてということでは、地域別の今回のようなスタイルにするか、1カ所で行うかということは、また別だと思わんですけれども、上里町、いろんなさまざまな計画をしていくに当たって、割と少数で、パブリックコメントといっても、なかなか意見というのは出ない、過去のを見ても出ていないですね。だから、やりましたということで、余りそこで十分な意見が出ているというふうには思えないんですね。

結果、計画が決まってしまうという計画書、きれいな冊子が出てくる。そのときに、ああ、こういう数字だ、こういうふうになっちゃったのかとなっても遅いわけでありまして、計画が終わった時点でじゃなくて、やっぱり計画の策定中に広く意見を聞いていくということが重要なかなというふう思うんですね。

ですので、お金をかけて計画書をつくるわけですので、5会場にするかどうかは別としても、やはり、重要な計画、今後においても重要な計画をするときは、ある一定のまとまりができたときに、住民に一回、興味のある方が来れるような、説明が聞けるような、意見が出せるような場を設けていくということは重要じゃないかなというふうに思います。

公共施設のあり方だけでなく、今後としても重要な計画の前には、そうしたことが重要かと思いますが、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 少子高齢化時代を迎えて、今後の40年間という長いスパンで考えたと

きに、個別施設計画というのは大変重要な課題であります。40年後を 想像してやるというのは、非常に厳しいテーマかなと思ってしまして、やはり、これは沓澤議員おっしゃるように、広く住民の意見を吸い上げて、やっぱり将来に向かって、未来に向かって、少子高齢化対策としましても、この重要な課題をどうやっていくかということは、住民参加型の説明会なり、やる必要は痛切に感じております。

パブリックコメントを求めると言っていますが、その前に十分住民に意見をいただけるような機会を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 是非お願いしたいと思います。

次に、公共下水道終末処理場予定跡地についてでありますけれども、第1種農地ということで制約されているということは、重々知っております。

しかしながら、バイオマスの資源としてはいろんなものがあるわけで、家庭ごみだとか、汚泥とか、さまざまだと思います。でも、第1種農地ということで、家畜ふん尿だとか、農家から出されてくるそういう野菜くず、そういうものを中心にしながらも、やはりガスの発生効果を考えたときに、チップとかそういう系統のものを入れると効果が高いんですね。ですので、その辺は県も国もいろんなところで実証実験をしておりますので、そういうデータというのは蓄積されていると思います。

ですので、農地を生かしながら、目的は主にこういうものですよと、主原料はこれですよと。でも、その効果を高めるために、こういうものを加えることが許可できるかということも含めて、やっぱり県も国も推進していこうということでのいるわけですので、相談をし、実現が可能になる、声を上げていくということが、もうだめじゃないかというんじゃないくて、国にも県にも要望していく、県と一緒に国に要望していくということもあると思いますので、その点について、再度考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員のバイオマス発言について、あそこの終末処理場のところについての御提案をいただきまして、私自身もそのバイオマスについては関心がありまして、今、広域圏組合で、ごみの有料化に伴って、従来、植木の剪定枝が非常に今後の扱いについて課題になるかなということで、バイオマス発電のほうを検討しております。まだ、具体的にこれからいろんな検討の結果が出ると思うんですが、そういった広域圏でやるものをあそこに検討していくのも、一つの考えかなと思っております。

再生エネルギーの中では、もう太陽光発電の買い取り価格については、事業化については非常に、これから取り組みについては厳しい状況、それから、国としては、先ほど言いましたように、バイオマス発電を積極的に取り組んでいこうという流れもありますので、そういった流れの中で、あそこの土地の4ヘクタールという場所を、全部あれで埋め切れるかというのはちょっとあるかと思いますが、後で同僚議員の質問にもありますが、いろんな活用を考えていきたいと思っております。広域圏の内容についても、少し研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） バイオマスを考えたときに、この地域、本庄市を含め、やはり農業産地でありますので、広域圏でやるのがいいかなというふうに私も思っております。

というのは、上里町にはまだ広域圏の施設がありませんので、そして、そういう意味では、あそこの土地が有効的に活用されればベストかなというふうに思うところです。

それと、17号バイパスが通った暁には、早期実現を求めて要請行動も行ったということでありましても、まだまだ何年か先になるだろうなということが予想されますと、その間、とにかく、ちょうど家が途絶えた中間ぐらいに雑草が生い茂っているわけで、何年か前に大変な事故、事件には至りませんでしたけれども、危険なことがありましたときには、草刈りの回数を増やしていただいたときもあったんですけれども、今年度はまだ鬱蒼と生い茂っている状態です。本当にこれから日の暮れも早くなっていきますと、本当に危険だと思うんですね。

それですので、私は本当に、バイオマスはそんなに場所はとりませんので、4.2ヘクタールのごく一部だと思うんです。片隅になると思います。でも、そういう施設ができることで、あの土地が整備されれば、当面、有効的に、きれいに管理されて、そして17号バイパスが通った暁には、やっぱり有機野菜として地元の特産品が、もうこんなにおいしいんですよと、安全なんですよというふうに売り出せる場所にもなっていくんじゃないかなというふうに思うんですけれども、それまであの状態で置くのかどうか。

県の草刈りをした堆肥場になっているわけですよ。そのために県にお貸ししているわけですよ。そうした草なども、バイオマスをつくることによって、ちゃんと生かしてあげることができるというんでしょうか、県のものを受け入れて、それは入になると思うんですね、受け入れるわけですから。

そういう意味で、非常に効果があるというふうに思いますので、是非広域圏の施設とできるならば、とてもいいと思います。そこも含めて県に相談するというのが、まず第一かなとい

うふうに思います。

県の２番目の仕事としては、市町村域を超える関係者の連携を促進するという県の役割になっておりますので、その辺も是非県のほうに相談して進めていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員から、バイオマスについて御提案ありました。

農振法の制約の中で、県と相談してほしいということもありますので、そういった県の指導、国の指導を含めて、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 3番目の住民サービスについてでありますけれども、転入者に対して、私も数十年前に転入してきたときに、さまざまな資料をいただいて、あの当時の役場は大変狭かったですけれども、この町にずっと住み続けていくんだなというふうに思いながら資料をいただいたところです。

それで、転入してきた者には必要な書類がきちっと渡されるものと思い込んでいたわけなんですけれども、昨年度、各児童館を仲井議員とちょっと訪問した際に、東公民館地域にお住まいの若いお母さんが、児童館の場所を聞いたときに、賀美公民館の資料を渡されて、ここしかないんですかといったら、ここだけですと言われたそうなんです。それで、遠いなと思いながら、そこに通っていく中で、ほかにもあるということを知ったんですよという話も聞きました。

また、地元のほうでも、新しく転入された方が何も書類をもらっていなかったということで、申しわけなかったですねということで、たまたま班長だったので、もらいに行ってお渡ししたという経過もあったりしました。

それで、今後は新規でマニュアルを作成していくということでもありますので、是非最低必要なものはこれとこれと、何かカレンダーが不足しちゃうときがあるらしいようなことも聞いていますので、そうだとすれば、転入者が大体どのぐらいという、平均でわかっているわけですので、部数を増やすだとか、どうしても、それでもなおかつ転入が非常に多くて、部数が足りなかったときには、転入されたときから後の部分はコピーでもいいから、きちっとお渡し、カレンダーには大変必要なことが載っておりますので、そういうふうな必要なものはなくなって申しわけないですけれども、これでコピーで、来年はきちんとしたものがお渡しできますというように形で対応されるなどしたほうがいいんじゃないかなというふうに思いましたので、質

問した次第です。

各部署に必要な手続の一覧表を渡すということですので、各部署においても、その部署で必要なものの、お渡しするものというのは、やっぱりマニュアルで今後確認していただきたいと思うわけなんです、その点についても、そのようなことを検討されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問ということで、住民サービスということでございます。

町の住民サービスを含めて、受け付け業務を含めて、1階フロア、2階フロア、主に1、2階フロアが住民の接客ということであるかと思っております。十分至らなかったことについては、十分反省して、そういった点のないよう、またマニュアル化とか、受け付けサービスについても、同僚議員がほかにも質問されておりますが、全体を顧客満足という観点で一旦見直して、どういうところが欠けているか、そういったところも含めて、今後検討させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ②のおくやみコーナーというのは、ちょっと仰々しかったかもしれないんですけども、いわゆるコーナーを設けて、いつもそこに担当課がいるという考え方ではないです。それは、上里町の職員の配置、人数からいっても、無理かなということは私も感じています。

しかしながら、町民福祉課に来れば、そういうことが全部一括、ワンストップでできるんですよと、そういうふうにしていきたいなということなんです。その点について、再度お聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） おくやみコーナーについてでございますが、受け付けを含めて、1階、2階フロアの課ごとの窓口の表示も、少し新しく来た方とか、そういった何か急遽お悔やみの、そういった遺族のことで来たときに、やっぱり住民に寄り添うような表示がされているのかなというところを少し見直して、やはり、そういったところも含めた、例えば遺族に寄り添うような気持ちでいられるような、窓口みたいなところを表示をつけて、机のところにつけて、そこに普通の職員よりも少し能力のある、スキルのあると先ほど言いましたけれども、そういつ

た人を配置して、通常は通常業務をやっているんですけども、そういう方が見えた場合には、そういった職員をですね、受け付けに担当させていただくという対応で今後進めたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私、この別府市の例を見たときに、ああ、すごいというふうに感動したんですね。でも、別府市は人口が全然比較できませんので、でも、やはり今、町長答弁していただいたように、家族を失って、精神的にもまいっているときに、あっちの課に行きなさい、一覧表もらったから、わけわかんないけどこうやってというんじゃないくて、今、町長が答弁していただいたように、1カ所で、できればその方を送り出すんじゃないくて、担当課のほうに連絡をしておりてきてもらって、そういうふうな住民に寄り添った対応ができるよう、今後していただければなというふうに思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時50分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 議席番号11番、納谷克俊です。

通告に基づき一般質問を行います。

今回の私の一般質問は、大項目として、1、学校給食費等の徴収方法の見直しについて、2、公有地の有効活用についての2点であります。以下、簡潔に伺ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、学校給食費等の徴収方法の見直しについての細目①学校給食費、補助教材費の一部を公会計化することにより、教職員の負担を軽減することについて伺います。

現在、学校給食費は、保護者が学校長の口座に振り込みをし、それを各学校単位で本庄上里学校給食センターのほうに送金をしているという状況であります。教職員が徴収を基本的には

管理を行っているということでありまして、それが学校現場の大変負担になっているのではないのかということで、文部科学省は、これまで学校給食費の扱いにつきましては私会計、公営会計どちらでもおのこの判断でいいですよという話でありましたが、現在では公会計化することが望ましいと示しておるところであります。

また、教職員の働き方改革ということも叫ばれており、少しでも学校現場の負担を軽減をし、本来の教育に時間を割くためにも、学校給食費、また各学校で共通をして使用する補助教材費については公会計化をし、学校現場の事務負担の軽減、時間的、精神的負担を軽減をして、より教育に時間を割くことを目指すべきであると私は考えておりますが、町長、教育長はいかがお考えでしょうか。

この件につきましては、鳥取市教育委員会、また千葉市等がホームページで詳しく資料を提供していただいております。担当課の方々には、鳥取市教育委員会の例を示してお話をしておりますので、この件につきましては熟知されていると思いますので、教育長より明確な答弁をお願いしたいと思います。

次に、細目②給食費を公会計化することによって、一層の公正・透明性を確保し、厳正な徴収管理を行うことについて伺います。

こちら①と大変関連があるわけでありましたが、公会計化することにより関係する規定等を町が規則等で定めることになるわけでありまして、また、それにより町議会による予算、決算の審査、議決、認定等の過程を経ます。さらには町監査委員も監査をするわけでありまして、一層の透明性が図れるわけでありまして。

また、公正という立場から見ましても、現在、学校給食費、これが現在といいますか、令和元年7月末現在であります、本庄上里学校給食組合では、不納欠損された分を除き458万2,357円の未納額があるわけでありまして。そのうち上里町においては66万7,875円、この未納額については、児童・生徒が町の学校に在籍している期間は学校が徴収を担当すると。卒業して学校との関係が切れますと、センターが管理をするということになっておりまして、現在この額のうち各学校が管理している未納額については13万5,570円であります。センター分が53万2,304円となっているわけでありまして。

センター、学校管理ということで、本来であれば、私は、学校給食法に基づいて設置者が学校給食については責任を持つわけでありまして、徴収管理についてもその設置者が行えば一番透明性が図れるわけでありまして。

しかしながら、本庄上里学校給食組合ということで、一部事務組合で給食を行っておりますので、ここは曖昧ではないんですけれども、給食組合の規則では定められておりますが、どうしても議会、また各市町の監査が完全には及ばない部分があるわけでありまして。

私は、公会計化することにより、町が徴収管理をし、それを一般会計また特別会計にするかは今後の検討の余地があると思いますが、町として歳入を上げ、そして支出として一部事務組合に歳出をしていくことが望ましい形であると思いますし、それにより、より公正、透明性が確保できると考えているわけでございます。

複数の自治体が来年度から公会計化するという情報もインターネット等では見られているわけでございます。上里町においては一部事務組合で学校給食を行っているということで、一部事務組合の構成員であります本庄市との協議というのが非常に重要になってくると思いますが、早目に検討に向かって着手、庁内での検討を進めていただきたい、そのように思うところであります。

続いて、細目③の給食費を公会計化することにより、保護者の負担軽減、利便性の向上を図ることについて伺うわけであります。

これも、ほとんど細目①②と同様の内容になってくるわけではありますが、現在、上里町の町立小・中学校に通う児童・生徒の給食費につきましては、繰り返しになりますが、学校長名義の口座へ振り込みをしているわけであります。その口座はJ Aさんに一元化されているわけでありまして、それについての理由を伺いましたところ、口座振替手数料が安く設定をいただいているということで一元化をしているんだと。また、学校長の口座から一部事務組合の口座への送金手数料が現在は無料であるということも、一つの原因だと伺っております。

しかしながら、学校長の口座から一部事務組合の口座へ送金するに当たり、J Aさんからは有料化をしたいとの申し入れがあると伺っております。

また、各学校長の口座への振込手数料に関しましても値上げの要請が一部あるという話も伺っているところであります。

そもそも農協しか選択肢がないというのは多くの保護者にとって、言い方、言葉は考えなければいけない部分はあるかと思いますが、不便であるという言葉は多くの議員も伺っていると思います。私も自分の子どもが小学校に通っているときには、同級生の保護者から、これは何とかならないでしょうかという話は多数いただきました。

公会計化することにより、町で口座引き落としということになりますと、どこの金融機関でも選べるという形になりますし、振込手数料に関しましては町負担になるわけであります。この部分をとっても、保護者の負担軽減、利便性の向上につながると思いますし、細目②の部分に一部戻る部分がありますが、通常であれば、多くの保護者が給与につきましては銀行振り込みという形をとられている方が多い、給与所得者が多いと思います。給与の振り込みの口座が学校給食費の引き落としの口座になれば、引き落としができなかったという事例も少なくなるようであります。

といいますのも、過日、文教厚生常任委員会で学校訪問をさせていただきました。その中で何校かの校長先生に給食費の引き落としの件を伺ったところ、1回目の引き落としでは残高不足で落ちないとか結構な数がいるということでもあります。そして、学校が通知を出して、2回目の引き落としのときには、ほとんどの方が引き落としができるということでもあります。

学校給食費のためだけに口座を開設することによって、忙しい日常生活の中でその口座に給食費分を入れることを忘れてしまうといったことが想定されるのではないのでしょうか。

また、1回目で落ちない、しかしながら2回目でほとんどが落ちるという状況を考えますと、その間、一度目で口座引き落としができなかった方々に連絡をするという手間も学校サイドからは軽減されるかなと、そのように思うところであります。

それらの点を考慮いたしましても、私は学校給食費を公会計化することによりまして、保護者の負担軽減、利便性の向上につながると思いますので、細目①②の部分とあわせて公会計化することを提案するわけではありますが、町長、教育長の答弁をよろしくお願いいたします。

次に、大項目の2、公有地の有効利用についてお伺いをいたします。

初めに、細目①公共下水道終末処理場予定地跡の有効利用について伺います。先ほどの同僚議員とこの場所の表現が一部異なっているんですが、どういう表現が正しいかわからなかったもので、私はこのような終末処理場予定地跡という表現をとらせていただきました。間違っていたら御容赦いただきたいと思います。

これは先ほどの同僚議員からもありましたとおり、第一種農地ということで利用の制限がかなり厳しいよということでありまして、何人かの議員がこれまでこちらの問題については取り組んできたわけであります。

先ほどの町長の答弁によりますと、バイオマス発電について前向きに検討していきたいということですので、若干ですね、利用方法と違った点からまず1点確認したいところがあるところであります。

第一種農地で、農業関係に関する利用以外はかなり縛られるということではありますが、現状は、先ほど同僚議員が質問されましたとおり、県土整備事務所が行う河川の堤防の刈草の置き場であったり、忍保川のしゅんせつの汚泥を分別する前の一時置き場になっている。また、現在では、町立保育園の残土の仮置き場、掘削して埋め戻しするまでの仮置き場となっているわけであります。

これらは法に基づき一時転用を行って実施していると思いますが、本来、第一種農地である終末処理場予定地跡が農振除外をできたのは、公共下水道の終末処理場を建設すると、またそれに伴う公園をつくるということで農振を除外をし、農地転用も可能になったことだと思います。

しかし、現在では流域下水道化をされ終末処理場は要らなくなりました。よって、用地を買収するに当たり入った国庫補助金につきましても、議会議決を経て返還をされているわけであります。であるならば、本来この土地を現在のような使い方をするのは非常に問題があるのではないかと思うわけであります。

厳密には、農振を除外をされ、終末処理場ということで農転を受けて、その後の使用方法が決まらない中で、いわば宙ぶらりんのような形になっている中で、一時転用が可能かもしれませんが、明らかに農地法、農振法の縛りからいって、おかしい使い方をしている状況は少しでも早く是正をしていかなければなりません。

繰り返しになってしまいますが、とはいえ非常に活用方法が縛られる条件の中で、先ほどの同僚議員からもありましたとおり、この場所の近接するところに国道17号、本庄道路ですね、こちらが通過する予定となっております。前町長時代から長らく利用方法、有効活用方法を検討し、また各議員が質問していく中で、やっと事業化をされ、予算も年々17号バイパスにつきましては増えてきて、事業化といいますか道路が開通するのも数年先になるとは思いますが、見えてきた状況の中では、17号バイパスが開通する時期をしっかりと見きわめながら、町として17号バイパスの沿道サービス業に関連をした利用ができないのか、そういうこともしっかり考えなければならぬと思います。

記憶が定かではない部分もありますが、山下町長とお話する中で、この終末処理場予定地跡については、道の駅とする使い方もあるのではないのかということを、私は意見交換をした記憶があります。

実際に4.2ヘクタールの土地の南側は忍保川が流れているわけでありまして、本庄道路はその忍保川からさらに南側を通過することになります。17号の予定地と終末処理場予定地跡の間には、河川と民有地が残るわけでありますが、この残る残地、民有地の部分も、町として今後地権者とお話しをしていく中で、できるならば一帯開発できるような、そんな計画を練っていただき、町の商工業の発展につながるような施設にしていいただきたいと私は考えるところであります。

もちろん同僚議員の提案されましたバイオマス発電も非常に重要だと思います。また、その中でその施設に関する土地の利用面積は一部であるという話もありました。是非バイオマス発電とあわせて、また本庄道路と忍保川の間にある民有地、農地になりますが、こちらとも一帯利用をあわせて、さらには道の駅的な、また道の駅については、今後隣接市町が先に手を挙げれば厳しい状況になるかもしれませんが、道の駅以外にも町の駅だとか類似の施設があるわけでございます。そういった活用を今から真剣に考えていただき、忍保川にかかる東側の町道になりますが、橋の架けかえ、また道路の拡幅も検討していただき、またその道路は県道上里鬼

石線の延伸をする、北側に延伸をしたときの交差点になるわけですね。そこから北へのアプローチを考えても、現在の町道の幅員では狭いと思われますし、一体的な整備を考えますと、橋の架けかえ、町道の拡幅、そして、それらによって沿道サービス業を可能にする、そのようなある程度スパンの長い計画も今から選択肢の一つとして立案をしていただきたいと思っているところであります。

話がちょっと行ったり来たりになってしまったんですけども、次に、細目②未利用公有地の現状及び今後の利用計画について入っていきたいと思います。

先ほどの終末処理場予定地跡以外の部分となってくるわけでありまして、代表的な土地といたしましては、S A周辺になるかと思いますが、町では土地開発公社で開発をするときに、緑地面積を満たすためにイベント広場とそれに附属する緑地帯があるわけでありまして、この土地につきましては、町長はイベント広場を活用して町の商工観光業の発信地にしたいというお言葉をいただいているところでありますが、現在見る限りでは、この土地単体での利用は非常に難しいのかなと思うところであります。地形が非常に悪いわけでありまして。

北は産業団地のA区画の南端から带状といいますか、線状といいますか土地が広がっておりまして、B区画の残地からさらに南に行きますと広場的なスペースはありますが、そこからさらに南には調節池に隣接する細長い土地が残っているわけでありまして。

有効に活用していくには、B区画の残地、また隣接する民間企業所有地と一体的な開発が必要になってくるかと思いますが、もちろん民間企業さんですし、私企業の所有地ですから、町が勝手にどうこうということはできないのは承知であります、しかしながら、現在その民間企業者も含めて総合政策課、また産業振興課、まち整備課も関与しているのでしょうか。一体的な活用方法についての検討を始めているという話も伺っているところであります。是非、この土地を生かして、町の商工業、観光振興の発信拠点にしていきたいと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

また、現状ということでお話させていただきますと、現在イベント広場と銘は打ってありますが、ほぼ通路として使われているところがあるわけでありまして。

土地開発公社で開発するに当たりまして、この土地を盛り土をしたわけでありまして。もちろん盛り土をすれば周りの土地とのレベル差ができますので、そこにのり面が設けられております。こののり面に降った雨水の処理をどうするんだということで、土地開発公社が開発するに当たって、浸透側溝を整備をされたわけでありまして。

しかしながら現状では、このイベント広場と民間事業者の土地の境目に入っている浸透側溝が埋め立てられ、通路として使われ、さらには浸透側溝は先ほど申し上げましたとおりのり面に降った雨水を処理するためだけの浸透の側溝であるにもかかわらず、一部民有地の雨水排水

が流入している状況であります。この辺についても、町としてはどのように現状ということでは指導されているのでしょうか。

続きまして、未利用公有地ということで、神保原地区になりますが、隣保館の跡地になるわけであります。先ほどの同僚議員の質問の中でも、タウンミーティングの話がありました。私も昨日ホームページを見まして、タウンミーティング参加者の方の御意見とそれに対する町長のお答えをつぶさに見させていただいたわけではありますが、複数名からこの地区の道路整備の話と隣保館のお話が出ていたかと思います。

現在は、解体した後に、再生砕石が敷かれて、イベントがあるときの駐輪場に使われていることが多いのかなと思いますが、現状では八町河原に向かう道路の幅員が非常に狭い状況になっておりますので、現在のような使われ方をしているのであれば、早急に道路整備をさせていただきたいという思いがあるところでありますが、町としてはいかがお考えでしょうか。

また、もう一件、神保原地区では旧宮本住宅の跡地があるのかなと思っております。こちらでも現状では、特に乾武マラソンですか、そのときのバスの発着場に使われていることが私の中では非常に記憶に残っておるんですが、そのほかどのように利用されているのか。また、今後の利用計画はどのようにお考えになっているのでしょうか。

続いて、神保原駅南土地区画整理事業における旧保留地があるかと思います。今では、区画整理特別会計から一般会計に引き継がれているわけですが、この役場庁舎の北側になるかと思います。北側4階、議会の常任委員会室からはよく見えるところでありますが、非常に不整形な土地が残ってしまっているかと思います。こちらの土地に関しましても、常任委員会の決算審査等でもたびたび意見が出ていたかと思います。今後どのように活用される予定であるのか、町長に伺うところであります。

続きまして、駅南区画整理事業地内になりますが、高崎線軌道の南側になります。現在、駐輪場があるかと思いますが、サイカパーキングさんで駐輪場をやっていただいておりますが、その駐輪場の東側についても带状に町の土地が残っているんじゃないのかなと記憶しているところでありますが、こちらの有効活用はどのようになっているのか。また私の認識に間違いがありましたら御指摘いただきたいと思います。

さらに、そこから東側に行ったところであります。県道上里鬼石線が開通したことによって、高崎線がオーバブリッジとなりました。その神保原陸橋の側道、高崎線の南側になりますが、西側側道のさらに西側に町道の跡地といいますか、町道になっているのか私は確認がとれていないんですが、以前、三軒側から神保原に向かう踏切があった手前ですね、かなり広い町道敷の跡があるかと思います。現在、バリケードが置かれているのかなと思いますが、そういった現在使われていない道路敷に関しましても、財政が今後厳しくなっていくことを考えますと、有

効に活用をする必要があると思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

次に、先ほどの同僚議員の話でも一部触れられたかと思うんですが、鳥川の堤外地になりますが、野遊びの広場だったのでしょうか、毎年買えるところから少しずつ買ったり、買えなかったりしているわけでありましたが、将来的には公園として整備をしていこうということであるんですが、非常に草だらけになっているところがあるかと思います。

こういったところの現状、また今後の利用計画についても町長にお伺いするところですが、ちょっと多岐にわたってしまいますので、町長からの答弁も一部難しいところもあるかもしれませんが、もちろん答弁できる範囲で結構でございますので、把握している範囲でお答えをいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の壇上からの質問を終わりたいと思います。答弁のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷克俊議員の1、学校給食費等の徴収方法の見直しについて、①学校給食費、補助教材費の一部を公会計化することにより教職員の負担を軽減することについての御質問にお答え申し上げます。

議員が御提案されました学校給食費の公会計化でございますが、この制度化は学校給食費に関しまして、現在学校で行っております学校給食費の保護者からの徴収、給食組合への支払いや未納者への対応などの徴収関連業務を町の業務とし、学校給食費に関する収入及び支出を上里町の歳入歳出予算に編入し、町の事業として予算化・執行することで透明性が増し、公平かつ公正が保たれるものとして認識しております。

また、公会計化の最大の目的であります教職員の働き方改革、負担軽減の面においても効果が期待できるものと考えております。

しかしながら、現在、町内の小学校5校、中学校2校で毎月行っております給食費の徴収等に関する一切の事務手続を町の業務として行うこととなりますので、新たな業務量に応じた人員の確保や、執務に必要な機器の調達、給食管理システムを構築するなどの財政負担、業務を円滑、公正に行うための例規の整備や庁内の協力体制整備など調査、検討すべき課題が数多くありますので、先進地の状況や事例について、教育委員会と調整を図りながら調査、検討を始める必要があると考えております。

なお、教育委員会に関する御質問でございますので、後ほど、教育長より答弁させていただきます。

次に、公有地の有効活用について、①公共下水道終末処理場予定地の有効利用についてのお尋ねでございます。

沓澤議員の答弁と重なる部分もございますが、御承知おきいただきたいと思います。とっております。

公共下水道終末処理場予定跡地は、平成11年9月に水質管理センターに用地として、約2.8ヘクタールを農用地区域から除外し、平成12年1月には、その西側約1.5ヘクタールを環境施設公園建設用地として除外をしております。

当初の目的以外に使用する場合には、県や農業委員会、関係機関と協議を経て事業の計画変更が必要となってまいります。

現在の公共下水道終末処理場予定跡地の土地利用は、埼玉県が行っております河川の維持管理業務での刈草の有効活用事業用地としての貸し付けや公共工事の資材仮置き場等としての利用、また農用地利用権設定の上、賃貸借契約を締結し貸し付けを行っている場所でもございます。

今後の有効利用の方向性としましては、第一種農地という位置づけがなされておりますので、農業関連施設での活用を考えなくてははいけません。が、将来17号バイパスが開通することによる社会情勢の変化を視野に入れ、地域住民の環境悪化を招かないようにしっかり管理しながら、有効活用ができるよう研究してまいりたいと考えております。

次に、2、公有地の有効利用について、②未利用公有地の現状及び今後の利用計画についてのお尋ねでございます。

神保原駅南土地区画整理事業で生み出された保留地や公共施設の跡地など、町内には特定の行政目的に使用されていない普通財産があります。現在2画地ある保留地に関しましては、これまで一般競争入札による売却を実施しており、本年も11月執行に向け準備を行っているところであります。公共施設の跡地につきましては、賃貸借での貸し付けを行っておるところでございますが、今後、神保原駅南土地区画整理地内の町有地と同様に、売却または道路建設等の際の代替地等にできないか研究してまいりたいと考えております。

また、上里サービスエリア周辺地区内に設置予定のイベント広場ですが、現在のイベント広場予定地に隣接している土地を買収や譲渡などで取得して、使いやすい形での一帯整備を考えているところでございます。

また、道路認定を廃止して普通財産に移管した土地に関しましては、その土地単独での利用が難しいところでございますので、隣接地の方に払い下げをするなどして処分する方向で考えております。町といたしましても、現在保有している未利用地の公有財産を適切に管理しながら、有効活用ができるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

サービスエリアの関係については、担当課に説明させますので、よろしくお願いします。

○議長（新井 實君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 皆さん、こんにちは。

納谷克俊議員の学校給食費等の徴収方法の見直しについての私の御質問にお答えを申し上げます。まず、学校給食費、補助教材費の一部を公会計化することにより教職員の負担を軽減することについてでございます。

議員御質問の内容につきましては、教員の働き方改革、負担軽減の取り組みとして、令和元年8月15日付で、埼玉県教育委員会教育長より通知が出されたところでございます。

通知の内容といたしましては、文部科学省から令和元年7月31日付で出されました学校給食費等の徴収に関する公会計化の推進についての通知に基づき、各市町村の実情に応じて、学校給食費等の徴収に関し公会計化について検討するよう要請されているものでございます。

現在、上里町では、学校給食費の徴収に関しましては、各小・中学校において保護者の金融機関口座から学校の口座へ毎月引き落としさせていただき、学校が本庄上里学校給食組合への振り込みを行っておるところでございます。また引き落としの際、何らかの理由で引き落としができなかった保護者への対応といたしまして、学校より多少対応は異なりますが、学校事務職員が振込依頼書の作成をし、担任の先生が保護者に書類を配布し、納入依頼をしております。

それでも納入していただけない保護者、いわゆる滞納者につきましては事務職員や担任が電話による督促や授業参観などで学校へ来ていただいたときに、個別に相談する機会を設けるなど、面接により納付をお願いをしておるところでございます。

以前は家庭訪問するなどしておりましたが、今は子どもへの影響を考慮し、子どもに気づかれないよう保護者に対し直接お話をさせていただいております。

公会計化することにより、このような給食費の徴収管理業務、滞納が生じた場合の督促業務等を地方自治体が行うこととなるため、その業務に充てられていた教員の時間が、教員が本来行うべき授業改善や児童・生徒に向き合う時間が増えることへの期待がされております。

上里町教育委員会といたしましては、御質問の学校給食費の公会計化は、教員の働き方改革、負担軽減を進めていく上で有効な手段でありますので、また、文部科学省や埼玉県教育委員会教育長からの推進について通知も出されておりますことから、公会計化についての検討を進める必要があると考えております。

次に、給食費を公会計化することによって一層の公正・透明性を確保し、厳正な徴収管理を行うことについての御質問についてでございます。

現在の給食費の徴収管理の状況ですが、徴収方法につきましては先ほど申し上げましたとおり、学校の口座に引き落としをさせていただき、学校から給食組合へ納付しております。

未納者の対応につきましては、対象となる子どもが小・中学校に在籍している間は、学校が保護者に対し督促の手続を行っておりますが、子どもが小・中学校を卒業しますと、その債権処理業務は給食組合に引き継がれ、給食組合において督促業務を行っておるところでございます。

文部科学省が作成したガイドラインによりますと、公会計となった場合には、徴収管理業務も自治体が行うこととなりますが、自治体では、専任の職員を配置できることや、督促業務の専門性を有する出納部局の協力を得ることも可能となるため、効率化、実効性を高める効果が期待できるとされております。

子どもたちに提供されている学校給食の原材料は、全て保護者が納めていただき、学校給食費により賄われておりますので、滞納が発生しますと給食の提供に影響が生じるだけでなく、きちんと納めていただいている保護者の皆様との公正、公平性を保つことができなくなるため、滞納に関しましては御理解を得られるよう、根気強く催告を続けていかなければと思っております。

次に、給食費を公会計化することにより、保護者の負担軽減、利便性の向上を図ることについての御質問についてでございます。

現在、学校給食費の引き落としをさせていただいております保護者の金融機関口座については、従来より金融機関を指定させていただいており、お子さんが入学されるときに、その口座をお持ちでない保護者には、給食費引き落としのための新たな口座の開設をお願いしております。

この口座開設を依頼しますのは、やはり学校が窓口になるということで、多数の金融機関の口座からになりますと非常に事務手続が煩雑になるということで、1機関に依頼しているというふうに私は認識しております。

給食費が公会計化となった場合には、町の指定金融機関であればいずれかでも引き落とし可能となり、新規に口座開設をする必要がなくなるため保護者の負担は減ることとなり、またその口座が保護者御自身の給与等が振り込まれる口座であれば、入金に出向く必要もなくなり利便性も向上すると考えます。

議員御提案の給食費の公会計化につきましては、予算、業務とも町の事業となるわけでありますので、実施に当たっては人員や財政、その他、町に負担がかかることとなりますので、町部局と十分調整をとりながら、公会計化を推進することについて検討を進める必要があると考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 塚越敬介君発言〕

○総合政策課長（塚越敬介君） 先ほど納谷議員からの一般質問の中で、S A周辺産業団地の関連の御質問があったかと思しますので、S A周辺団地の関係ということで、総合政策課より説明をさせていただきたいと思します。

まず、S A周辺産業団地の町有地の側溝の関係ですね、これを民間の事業者さんが無断で使っているのではないかという御質問だったかと思しますが、ここにつきましては民間事業者既に指導しているところでございまして、今対応を待っているような状況でございます。

続きまして町有地を民間事業者が通路として使っているという関連の御質問でございましたけれども、こちらについては民間事業者様から既に申請があり、それに基づいた使用だということで、町として認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 総務課より、ほかの未利用財産につきまして説明させていただきます。

議員から御質問ありました他の公有施設ということで、隣保館跡地、旧宮本住宅、駅南の保留地、駅南の駐輪場と御質問いただいてございます。

まず、駅南の保留地につきましては、町長答弁にありましたように、この秋にまた公売を予定してございます。

隣保館跡地につきましては、早急に道路整備ということで御質問いただいているところでございますが、まだ方向性が出てございませんので、また検討のほうを進めてまいりたいと考えております。

旧宮本住宅、それから駅南の駐輪場につきましても、こちらについてはまだ未定となっておりますので、あわせて検討のほうを進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） まち整備課長。

〔まち整備課長 富田吉慶君発言〕

○まち整備課長（富田吉慶君） 納谷議員の御質問に対して御説明させていただきます。

他の未利用地の活用についてですが、日産化学横の道路敷の跡地、烏川の野遊びの広場の堤外地の利用計画、駅北の東北電機鉄工付近の道路敷について説明申し上げます。

日産化学横の道路敷跡地については、今現在、未利用地となっているわけですが、昨年度、上里陸橋の耐震補強を県のほうで行ったところでございますが、その受注者のほうから道路資材、建設資材の資材置き場として利用したいというような申し出がありまして、そこを貸し出しているような状況もございます。今後については、その敷地の適正利用について検討していきたいと考えております。

烏川の野遊びの広場の堤外地の利用計画についてですが、こちらについては、まだ相続絡みで買収が全て終わっておりませんので、相続が片づいたところから買収を行っているわけですので、そちらの状況を見て今後の活用についても検討していきたいと考えております。

あと、最後に、駅北の東北電機鉄工付近の道路敷についてでございますが、これから駅北口の開発、例えば駅北東通り線、仮称なんですけれども、駅北口と神保原の五丁目をつなぐ道路なんですけれども、そういった道路計画やあと駅北、県道神保原停車場線の拡幅整備とか、そこら辺の駅北口の開発を、今後整備していく中で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） ありがとうございます。

それでは、給食費等の公会計化について、少しお聞きしたいところがあります。

先ほど、教育長から検討していただくということでありましたが、おっしゃるとおりシステム開発や規則の整備、また転出入児童・生徒の対応をどうするのか、町と教育委員会のこの業務負担、執行体制の役割分担だとか、さらに言えば、構成する本庄市、上里町側が単独で行って公会計にして歳出にして町から出すということに考えれば、一組は入を受けるだけですから問題ないとはいえ、本庄市との調整等も出てくるかなと思うんです。

かなりハードルといいますか、ゴールに向かっていくには難題があるのかなと思うところではありますが、現在の徴収方法で、若干、私、何て言ったらいいんでしょう、保護者と学校長とのやりとりの中で、若干わかりづらいところがあるので、教育長に確認をさせていただきたいんですが、これ保護者のことだということで、教育長にお伺いするんですね。ややもすると、もしかしたら一組の話になってしまうかもしれませんが、学校に給食を申し込むわけですよね。そのときに、管理者宛てに申し込むわけですが、給食費に関しては、なお書きで、学校給食費の本庄上里学校給食組合への支払いについては校長に委任しますということになっておるわけであります。

さらに、徴収対策防止マニュアルですね、組合の教育長から出されている書類に関しては学校給食費の徴収事務については、学校給食実施者である給食組合、教育委員会の責務であるが、

各学校に対する教育委員会の管理権限に基づいて各学校に対してその実施を委任しているところだと書かれているわけですね。この辺の何ていうんですか、じゃどこに最終的に、どういう契約といいますか、やりとりに基づいて給食費が学校が集めて全体にやっているのかなというのが、保護者としては給食費、感覚ですよ、感覚では給食費だから町に払っているんだよねという感覚であると思うんですが、この権限をずっとたどっていくとすごく複雑でありまして、これはいかななものかなと思います。

そういったことを解消するにも公会計化がベターとは言わないで、もっと言っちゃうとベストなのかなという思いがあるのですが、その辺で、ちょっと大変難しい質問にはなってしまうんですが、教育長としてはいかがお考えか。

といいますのは、本当これ町長にもお聞きしたいところなんですけど、学校給食費は、先ほど、最初の質問でも申し上げましたが、設置者にいろいろな部分で責務を課しているわけですよ。そうすると、この学校給食費の債権というのが、じゃ誰の債権だといったら、本来であれば、設置者だから上里町長に間違いなければおかしい話なのに、一組でやっている限り管理者ということになっています。ただ、給食実施者は、給食組合の給食委員という話になってくるので、非常にこれは難しいんですね。わかる範囲で権限だとか、どういった経緯だとか、わかる範囲で結構なんですけど、お話いただければ、また教育長の権限を越えるところだったら、申しわけないが答えられないといただければいいと思いますが、お願いいたします。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 大変難しい御質問をいただきました。

今抱えているのが、やはり今給食センターそのものが一部事務組合、いわゆる2自治体がかかわった給食組合であるというのがまず1点あると思います。そこに、給食、教育委員会という組織をつくっている。いわゆる二重構造になっております。

これは例えば単独調理、あるいは上里町の単独調理であるならば、また考えが変わってくるのかな、今納谷議員がおっしゃったような形は非常にとりやすくなるのであろうというふうには思っておるところでございます。したがって、給食費の請求そのものは町自治体ではなくて、給食組合、いわゆる給食教育委員会が窓口になって、催告しているわけですよ。したがって、学校へ依頼しているというのは、給食教育委員会の権限の中で学校に依頼をしているという形を今とっているわけでございます。

公会計化すると、じゃそれはどうなるんだろうかという話なんですけれども、町が公会計化した場合には、給食教育委員会から上里町教育委員会に対して給食を納入しなさいという指示が来るんだというふうに、私は今解釈をしております。したがって、公会計化するには、ま

ずそのところを変えていかなくちゃいけない。いわゆる給食教育委員会のシステム、考え方をいわゆる公会計化に合うように変えなくちゃならない、1つ出てくるのかなというふうに思います。

それがまず一番大きな課題だと思います。

町の中の組織というのは、町の中だけで考えられますので、これは調整をしていく中、あるいは人員配置の中でできますけれども、今言った給食教育委員会から町教育委員会への流れ、給食教育委員会から学校への流れというものを変えていくということになりますと、上里町だけの考え方では難しくなるであろうと。これは本庄市との協議が必要になりますから、さらにハードルが高くなるというふうに今考えております。

したがって、先ほど検討を進めなければならないというふうには考えておりますがといった課題が、そこに大きなものがあるというふうに御理解いただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 同じく問題で、町長にお伺いしたいんですが、町長の公約の中でも学校給食費の無償化は検討していきたいというお話でしたし、これまでの同僚議員の質問の中でもそのようなお話がありました。これ現状のやり方の中でやるには、先ほど教育長おっしゃったようにさらに難しいところではありますが、町長の公約を実現していく一つのステップとして、もう公会計化をしていくのは非常に重要なことだと思いますし、そうしないと、ちょっと一組でやっていく上での年齢、学齢を制限するだとか、所得制限どうするかとかは別としても、ひとつの第一歩を踏み出すに当たっても、この形で公会計化を踏み出していけないと実現できないのかなと思うんですね。まして、先ほどから繰り返しになりましたが、システム開発や規則の整備だとかもろもろで財政負担、また人員の問題等も出てきますから、そういったことは教育委員会ではなく、やはり町長の考えだと思いますので、それらを踏まえて町長はいかがお考えでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の再質問に対してお答え申し上げます。

本庄上里学校給食組合の副管理者という立場もありまして、その給食費の滞納についても、どちらかというと、本庄市のほうが滞納の現実になっているということを管理者会議でも私も言っていて、何とか改善できないかという話は既に管理者会議でもさせていただいていま

す。

また、そういった中で、公会計化というのは、非常にいい考えかなと私個人的に思っています。ただ、そういった実施するについては、現状の形を変えていくには、いろいろな壁とありますが、課題があるかなとは思っております。働き方改革の観点からすれば、学校給食費を集めるのが学校の関係者が負担が軽減されれば、本来の教育業務にできるかなと、先ほどの答弁にありましたように、そういったところも観点もありますので、今後検討させていただいて、公会計化の他の自治体のことを研究しながら進めたいと思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 11番、納谷克俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 49 分休憩

午後 1 時 30 分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 皆様、こんにちは。議席番号4番、公明党の飯塚賢治です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

今回の質問は、1、道路の維持管理について、2、住宅地に出没する野生動物に対する安全対策について、3、ごみ分別アプリの導入について、4、ひきこもりやニートへの支援について、5、多目的トイレの充実について、以上5項目であります。

通告順に従いまして質問してまいりますので、御答弁のほどよろしく願いをいたします。

それでは、まず、1、道路の維持管理について伺います。

初めは、三田久保原線であります。私はこの道路の沿線上に住んでいます。18年前、土地を購入する際、不動産屋さんからは、この道路は将来歩道をつけるため30センチぐらいのセットバックするようになります。はい、わかりました。と、以来、歩道が取り付けられるのを大変楽しみにしておりました。あれから18年、何の音沙汰もありません。道路の修理をしていることも見ていません。

この道路は、道の中央が最も高く、側溝に向かって傾斜しているため、歩くとき右足と左足の高さが違うので、とても歩きづらいところがあります。また、道の真ん中付近に舗装が陥没

しているところが3カ所、アスファルトはひび割れています。きわめつけは神保原陸橋下交差点付近、大型車などが信号でとまるせいか、タイヤ幅どおりにへこみ、道路の端と中央は盛り上がり、これにタイヤが乗ったときは飛ばされてしまいそうになります。最近では大型のディスカウントセンター等ができ、ますます交通量が増えています。町ではこの現状をどのように捉えているのでしょうか。道路元年と話されています山下町長にお聞かせ願います。

続きまして、2、住宅地に出没する野生動物に対する安全対策についてお聞きします。

昨今、上里町において野生動物による作物を荒らされる被害や、住宅地のすぐそばですみかをつくっている中型獣が増えています。防災上里でもイノシシや鹿の出没が何回か報じられています。そこで、年間何件くらい相談や情報が届いていますか。直近の3年くらいを教えてくださいませんか。

そのほかに考えられるのは、農家のお宅の屋根裏や空き家に住みついているなど、いまだに発見されず、ひそかにしている場合があるようです。さいたま市では、自然保護事業として野生動物被害に対して、現地調査に基づき防除対策の助言や捕獲等を行い、被害の軽減に努めています。思い当たる点がありましたら環境対策課まで、または、各区役所くらし応援室へ御相談くださいと書かれています。上里町では中型獣を住宅のすぐそばで発見したので役場に相談すると、檻を貸し出しますので捕獲してください。誰が。あなたが。相談者は御夫人です。女性です。このような対応はいかなるものでありましょうか。少なくとも、どのような動物がどういったところまで出没しているのか、繁殖しているかなど、まずは現地調査すべきではないでしょうか。

もしアライグマであれば、これは外来種です。埼玉県ではアライグマ防除実施計画があります。これにのっとって実施するなどして、タヌキやハクビシンは在来種であるため保護するといったことなど、これは調査しなければわかりません。町長はどのようにお考えになりますでしょうか、お伺いします。

続きまして、3、ごみ分別アプリの導入についてお尋ねします。

ごみの分別アプリとは、このごみは何の分別だろう、今日は古紙類の日だったのに出し忘れた、こうしたことはよくあります。そこで、さいたま市で取り組んでいる「さいちゃんアプリ」を例として紹介いたします。

このアプリは、品目ごとにごみの分別を検索する機能や、ごみの出し方、出すときの注意点、ごみ収集日をお知らせする機能など、ごみに関するさまざまな情報が満載です。外国語版もあり、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語に対応しています。もちろん、無料でダウンロードできます。

画面は3つ、ホーム画面は収集日を週ごと、月ごとに一目で確認でき、収集日の前日と当日

にプッシュ通知で知らせます。ごみ分別辞典画面は1,800種類の品目からごみ分別方法を検索し、ごみの出し方画面は粗大ごみなどの出し方を詳しく確認できます。分別アプリにはほかの何種類かあるようですが、新しく町に転入されてきた方、若い方や外国の方、スマホやタブレットをお持ちの方に幅広く使用していただければ、ごみの分別が正確に行なわれ、小山川クリーンセンターの余計な分別作業も緩和され、再利用ごみも正しく出してもらえるようになると私は考えますが、町長はどのようにお考えでありましょうか。伺います。

次に、4、ひきこもりやニートへの支援について。

①として、今現在は、どのように相談、支援をしているのでありましょうか。お聞きします。

②として、ひきこもりの青年等を支える家族の集いの開催について伺います。

ひきこもり支援には諸段階があります。新ガイドラインでは、第1段階は家族支援段階、第2は個人支援段階、第3は中間的・過渡的な集団との再会段階、第4は社会参加の試行段階となっています。

第1段階での家族の集いとは、ひきこもり状態の人の家族を対象とした教室で、家族がひきこもっているがどう対応したらよいのか、同じ悩みを持つ家族の話を聞きたいなど、ひきこもる本人が相談の場に来られることは難しいですが、家族との相談を続けることで、本人への支援の糸口が見つかることもあります。こうした家族の集いの開催は定期的にやっているのでしょうか。町長にお聞きいたします。

次に、③居場所づくりについて伺います。

これについては、ひきこもりでお悩みの家族の方から聞いたのですが、通所の居場所をつくってもらいたいと、第3段階での集団療法であったり、居場所提供という行政にできることだと思うのです。家族とのコミュニケーション、医師とのカウンセリングがうまくいったら、次は家族以外のほかの人と触れ合う経験を重ねるきっかけを探るわけです。ひきこもりの方が参加しやすい場として、さまざまな問題を抱えた方同士が集まり、相互に語り合うことで問題解決を図る自助グループや、病院や保健センターなどで行われるデイケアなど、触れ合いができる居場所づくりについて提供願いたいと考えるわけですが、町長、いかがでございましょうか。お聞かせ願います。

続きまして、5、多目的トイレの充実について伺います。

先日、成人の方で筋ジストロフィーで車椅子移動をする御家族の方からお聞きしたのですが、ユニクスで映画を見た後、多目的トイレを利用したとき、おむつがえをするにも幼児用ベッドだったため使用できないという話でございました。不特定多数の大勢の方が集うスポットにおいては、多目的トイレでもいろいろな設備、ユニバーサルベッドなどの設置も検討していただけると、多くの障害を持った方が安心して利用できると思うわけです。

また、使い勝手については、トイレ設置の基準がないため、人によっては利用しにくいトイレがあるということも事実のようです。みんなでトイレをきれいに使おうと思う気持ちはあっても、いろいろな人が利用するトイレは意外と汚くなりがちです。青空パークができて間もないころ、トイレットペーパーは丸々1個流してあって、詰まってしまったことがありました。せっかくの新しい多目的トイレなのに残念な気持ちにさせられました。

センサーつきの照明だと5分くらいするとトイレが真っ暗になることになります。これは車椅子ユーザーの場合、とても使いづらいようです。手を上に振れば再び点灯するけれども、1分くらいで消えてしまいます。できれば中にいるときは消えない機能にするよう充実を図っていく、このように多目的トイレについては、使う立場の方が困ることを最優先に考えていきたいと私は考えますが、町長にお伺いして、壇上からの質問を終了いたします。

○議長（新井 實君） 4番飯塚賢治議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、道路の維持管理についてのお尋ねのうち、①町道の舗装が陥没していることについてでございます。

都市計画道路三田久保原線は、昭和49年10月に都市計画決定された延長2,000メートル、計画幅員12メートルの都市計画道路でございます。議員御指摘の県道上里鬼石線から本庄市境までの約790メートル区間については未整備となっております。

当該区間は歩道は設置されていないものの、車道幅員が十分にあること、そして路側部分も十分確保されていることなどから、他の新設道路や通学児童の安心・安全を確保するため、通学路の歩道整備などを優先的に行ってまいりました。

議員御指摘のとおり、近年大型商業施設の進出等に伴い、交通量が増え、道路破損などの危険箇所も多くなっております。しかし、この周辺地域は道路冠水の実績があることなどから、今後の整備に当たっては雨水排水対策と一体的な整備が必要となっております。

その対策として、現在、町では公共下水道浸水対策検討業務を行い、具体的な整備計画の検討をしているところでございます。

また、道路の破損や陥没などの簡易修繕につきましては、交通事故防止の観点から早急に対応を行い、県道上里鬼石線と三田久保原線の交差点付近のわだちにつきましても、今年度修繕を実施してまいりたいと考えております。

安心・安全で快適な道路環境の改善に向け、職員による日常的な点検などを実施し、修繕が必要な箇所の早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、２、住宅地に出没する中型害獣の対処について、①住宅地に出没する中型害獣の対処についてのお尋ねでございます。

まず、ここ３年間の鳥獣に関する相談件数と捕獲の状況についてですが、平成28年度の相談件数が32件、平成29年度の相談件数が37件、平成30年度の相談件数が29件となっております。

中型害獣のうち、現在町で捕獲できるのは、外来生物法に基づく埼玉県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマのみとなっており、捕獲したアライグマの頭数といたしましては、平成28年度が13頭、平成29年度が22頭、平成30年度が17頭となっております。

上里町といたしましても、作物が荒らされたり、住宅地に住みついてしまった等の御相談をいただいた場合、現地に赴き、相談者より出没した動物情報、被害状況の聞き取りなどを行うなど、情報の収集を行っております。

アライグマについては、繰り返しになりますが、外来生物法に基づく埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、町で所有している６基の箱穴を被害のある場所で設置し、捕獲処分を行っているところでございます。

ハクビシンやタヌキにつきましては、箱穴等で捕獲するためには、鳥獣被害防止計画に基づいた有害鳥獣捕獲許可の認定を受ける必要があります。今後は現地調査を含め、情報収集等を行い、当該計画の策定について検討していきたいと考えております。

また、鹿やイノシシなど大型の野生動物が出没するケースもあります。その際には、出没場所の早期発見に努め、警察や関係各所との連携をとりながら、防災行政無線や防災メールによる周囲への注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

次に、３、ごみ分別アプリの導入についての①新住人や若者世帯や外国人向けに、ごみ分別アプリを使用することについての御質問にお答え申し上げます。

ごみ分別方法の周知につきましては、平成31年４月に「家庭ごみの正しい分け方・出し方」のポスターを毎戸配布するとともに、同様のものをホームページやくらしの便利帳に掲載し、周知を図っているところでございます。

議員御提案のごみ分別アプリは、若い方や外国の方にごみの分別方法や収集日などを伝える手段として効果的なものであり、導入する自治体が徐々に増えているようでございます。平成30年９月定例会において、他の議員さんから同様の御質問をいただいた後、広域圏内の１市３町の廃棄物担当者と組織している児玉郡市清掃行政研究会で提案させていただき、研究してまいりました。導入費や月額利用料を調査したところ、市町単独で導入するより、広域圏で一括導入したほうが割安でありますので、費用対効果や導入後の課題なども含めて検討を進めているところでございます。広域圏でごみ分別アプリを導入した場合は、町として積極的に広報活動を行い、一人でも多くの方にダウンロードをしていただく必要があると思っております。

また、外国語版につきましては別途費用がかかるようでございますので、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、4、ひきこもりとニートへの支援についての①どのように相談、支援しているのかの御質問にお答え申し上げます。

最初に、町のひきこもりの状況についてでございますが、高齢者いきいき課は、町内の事業所に勤務するケアマネジャーと地域包括支援センター職員にアンケート調査を実施しました。その結果、今までに相談を受けた世帯と、現在相談中の世帯を含め、ひきこもり状態の子がいる世帯は15世帯でした。また、町民福祉課においても、民生委員、児童委員の方々が把握している情報について、現在調査を行っているところでございます。

次に、町の相談支援体制についてでございますが、町では、ひきこもり専門の担当を設置していませんが、相談を受けた窓口がまずお話を丁寧に聞くことから始まり、その方の抱えている課題に応じて、役場関係機関や本庄保健所におります精神保健福祉士、社会福祉協議会と相談、協力して対応しております。

また、相談内容に応じて、県が実施するひきこもりに特化した専門的な第1次相談窓口としての機能を持つひきこもり相談サポートセンターや、埼玉県立精神保健福祉センター、保健所、ひきこもり支援団体の情報提供を行っております。

さらに、本庄市には県の補助金を受けて運営する若者応援サロン「ホッと居て」があり、ひきこもりの状態にある当事者が過ごせる場となっております。こうしたところと連絡をとり、本人へ紹介することもありました。

今後の対応といたしましては、多岐にわたる悩み事や心配事を相談できる総合窓口の早期実現に向けて、検討してまいりたいと考えております。

次に、同じく②ひきこもりの青年等を支える家族の集いについてでございます。

国が作成したひきこもりにかかわる新ガイドラインにおいては、ひきこもりについては段階的な施策や長期的な支援が必要とされております。

まずは第1段階である家族支援についてでございますが、数年前までは本庄保健所が中心となり、ひきこもり家族の教室を行っていましたが、取り組みが終了したようであります。町でも実施していないことから、現在行っている教室はない状況でございます。

家族はどうしていいかわからないという混乱や、ひきこもりが長期化すると、人に何を言ってもわかってもらえない孤独感、中には自分を責めてしまうという心理状態になるとも言われます。家族の集いに参加することで、同じ思いを持つメンバーとの出会いから、苦しいのは自分だけじゃない、自由に気持ちを話せる場があること、気持ちを理解してもらえる体験をすることができ、家族の心の安定につながります。子どもに一番近くにいる親が落ち着き、心のゆ

とりを回復することは、子どもと向き合う準備が整うことにつながり、とても大切なことだと思っております。

議員のおっしゃるとおり、ひきこもる当事者が相談の場に来ることが難しくても、家族が相談を始めることが解決に向けての糸口になることもあると考えております。

今年6月、町内にひきこもり状態の方や、その家族が安心してくつろげるための居場所づくりをするボランティアの会が立ち上がり、町にとって大変有益であると考えております。今後は、活動の周知を行いながら、こうしたボランティア団体と協力、連携しながら、ひきこもり家族の心配事に応えていきたいと考えております。

次に、③居場所づくりについてでございます。

ひきこもりにかかわる新ガイドラインにおける支援段階の第3番目には、本人が一步外に踏み出していくことが必要であります。ひきこもりは人と人との関係性の問題とも言われます。自宅以外に安心して過ごせる場を見つけ、人との交流を重ねることから、社会参加の意欲と自信を育むことにつながります。

①どのように相談、支援しているのかの中でも述べましたように、当事者たちが自由に来て過ごせる場として、本庄市には若者応援サロン「ホッと居て」がございます。こちらは10年間活動してきた実績があり、町でも相談を受ける中で連絡を取り合い、本人へ紹介することもありました。今後も相談が来た際には、その方が必要とする支援の状況に応じて、連携をとりながらつないでいけたらと考えております。

ひきこもり状態にある方やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えており、決まった支援方法はなく、その本人や家族に合った支援を、多職種で連携をとりながら時間をかけて行う必要があると考えております。町といたしましても、ひきこもり状態にある方の社会復帰の準備段階として位置づけられる居場所づくりは大変重要であると考えことから、今後町の広報誌やホームページを活用した情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、5、多目的トイレの充実について、①成人用のユニバーサルベッド等の整備についてでございます。

ユニバーサルベッドは多目的トイレ内に設置され、子どものおむつがえだけでなく、高齢者、障がい者等を含むより多くの方が共有でき、多目的に利用できる大型のベッドです。乳幼児等のおむつ交換等のために設置するベビーシートと異なり、大人も横になれる大型のシートで、車椅子から乗り移りやすい高さに設置します。トイレ内での車椅子の移動、回転を妨げないよう、折りたたんで壁際に収納できるものも多くあるようです。

近年は、公共施設や大型商業施設などでユニバーサルベッドを設置している多目的トイレも増えております。現在、庁舎内や公共施設内の多目的トイレには、おむつがえのためのベビー

ベッドを設置しているトイレはありますが、ユニバーサルベッドを設置しているトイレはありません。高齢者、障がいのある方が安心して外出できるようにするためには、ユニバーサルベッドの設置が効果的であると考えておりますが、既存の公共施設の多目的トイレ内への設置はスペース的に難しいと考えております。町としましては、今後新たに建設される公共施設の多目的トイレ内への設置を研究してまいりたいと考えております。

また、多目的トイレ内の照明ですが、現在、青空パーク内の多目的トイレにはセンサーつきの照明が設置されており、議員御指摘のとおり、トイレ内で一定の時間、動きが感知されないと消灯する設計になっております。ただ、照明の点灯時間は調整できますので、トイレ使用中は消灯することのないよう点灯時間を設定するなどの工夫をしていきたいと考えております。

トイレトペーパーによるいたずらについてですが、再発防止のためには広報に掲載して注意喚起を行っております。いずれにしましても、全ての方が安心して清潔なトイレを利用できるように、町内公共施設のトイレの管理をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 4 番飯塚でございます。再質問をさせていただきます。

初めに、道路の維持管理についてであります。今現在、まち整備で部分舗装修理というものを用意している箇所というのはどのくらいあるのか、これがわかりましたら教えてください。よろしくお願いします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 令和元年度につきましては、舗装の個別施設計画に基づいて、神保原町地内の町道1024号線と、同じく神保原地内の1041号線、これは1024号線というのは、石神橋というカインズの裏から宮本へ入ってくる道路です。それと、神保原小学校の東側について、舗装修繕を行っております。

令和2年度以降も舗装の個別施設計画がございますので、順次修繕を行っていく予定でございますが、小規模な補修の穴埋め等は事故防止等も含めて、部分修理につきましては、町の職員やシルバー人材センター等に委託して、事故の予防的な意味も含めてやっていきます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） ありがとうございます。

続きまして、堤と神保原線を結ぶ県道本庄藤岡線あたりのアスファルトの状態がかなり悪い箇所があります。気づいた点は私も逐次、まち整備のほうに話をしていこうというふうに考えているところでございますけれども、そうした住宅の中の、本郷地内の住宅地の中を走っておりますらば、アスファルトがもう削れて陥没、要するに水たまりとなってしまうところがありまして、そのお宅の玄関のすぐそばなんですね。そこにタイヤがどんと入った場合などは勢いで水がどしゃんとかかってしまうような箇所というのも見受けられまして。

そのほか、いろいろな部分で町中に相当あるんじゃないかなというふうに考えておるんですけれども、区長さんから例えば申告などがあればいいんですが、そういったものがないところ、また、なかなか住人の方が話をしてくれないところというのを感じます。そういったところに関して、やはり町のほうで、先ほどよく見ていきたいというふうに話がありましたけれども、こういったところをしっかり今後、細かい場所です、それって。細かい場所なんで、それが大きな穴になってくると本当にタイヤがパンクしたり、そういった箇所にもなりかねないところもありますので、是非そういったところを情報を共有していきたいと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の再質問にお答え申し上げます。

区長さんから申告がなければという話がありますが、町としましては、町道の点検につきましては職員が定期的に、日常的に点検を実施しております。補修が必要な箇所については、そういった早期発見をして事故防止、それから、場合によっては車両を損傷することもあり得るので、できるだけ早い発見で補修をしている状況でございます。

また、区長さんを初めとして、皆さんからもそういう情報がありましたら、是非そういったところを町に上げて、予防修繕、そういったところに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 大変ありがとうございます。ともどもに働きかけてまいりたいというふうに思いますが、よろしくお願いします。

それでは、大きな2です。野生動物でありますけれども、先ほどお話しいただいたとおり、年間30頭とか27頭とか、30件近い情報が入ってくるということで、大変町の中、今は多くなってきているというふう実感します。

農林水産省では、鳥獣被害対策実施隊というのがありまして、これは市町村は被害防止計画

に基づき捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担うことができるとあります。この実施隊についてなんですけれども、実施隊の設置に当たっては、①隊員の報酬や公務災害補償措置の条例で定めること。②市町村長が隊員を任命または指名することの手続が必要であるということでありまして、お隣の藤岡市ではもう既にこの鳥獣被害対策実施隊というのをつくってあるそうなんです。

この野生生物がこれ以上、例えばもっと増えていくようになって、町だとか市だとかの境界というのは動物にかかっては全然関係ないのでございますので、どんどん入ってきちゃいます。神流川を渡ってでも入ってくる可能性も大いにあると思いますので、こういった一つの、もっと増えるようなことになるのであれば、そうした実施隊の計画というようなことは、町長、お考えになるんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の質問のその前に、ちょっと先ほど、町道の1024号線、イシガミ橋と言ったのが、セキジン橋が正式な名前だそうで、ちょっと私が。石神橋と書いてセキジン橋と読ませるそうなので、ちょっと訂正させていただきます。

鳥獣被害、自治体のことについて質問されておりますが、藤岡市では年間500件ぐらい、そういう鳥獣駆除が実施されているようでございます。上里町と比べて圧倒的に件数が多い状況となっております。

今後はその上里町鳥獣被害防止計画を策定して、その中で体制づくりについても検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 大変ありがとうございます。確かにそうですね、500件という全然違う桁だと思いますので。ありがとうございます。

続きまして、ひきこもりの件でございますけれども、ひきこもりやニートへの支援についてですが、先ほど私が言った支援には諸段階あるという中で、第4段階の中で、社会参加の試行段階という形でこぎつけた例は、今まで上里町の中ではあったのでございましょうか。

また、そのニートへの職業訓練のあっせんなども含めて、御紹介願えればと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の、社会参加というか、就労支援ということでよろしいでしょうか。

現在のところ、ひきこもりやニートの方を社会参加という形で試行段階であるため、支援した例は現在のところはございませんが、就労に結びつけるための本人意向が重要でありますので、まず相談を受けることから始めたいと思っております。信頼関係を築きながら、本人のケースに応じて、やりたいこと、やれることを確認しながら就労準備、職業紹介と、就労が定着するまでには継続的な支援が必要となりますので、そういったことを考えていきたいと思っております。

かなりの時間を要する支援であると思いますが、アスポート相談支援センター埼玉北部やハローワーク、産業振興課、そういったところの部署とも連携をとりながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 続きまして、家族の集いというのを、先ほど私も求めたところでございますけれども、上里在住の子どもさんがひきこもりでお悩みの方に聞いたところ、高崎市などでは実施しているんですね。これが毎月やっているんですよ。毎月市役所の中で予定されておりまして、その方もそこに行かれたという話も聞きました。先ほど、本庄の「ホッと居て」というところのお話もされておりまして、そこにも参加させていただいていますという話を聞いたんですね。

先ほどのひきこもりになられた方、15件でしたっけ、のお宅様があるということは調べがついているということですが、もう少しつぶさに調べると、要するにお話をいただけない御家庭も、これはあるんじゃないかなというふうに私は思います。ですので、こういったことも含めて、そういった家族のお話を是非聞いていただける場所というのを、町のほうで手がけていただけないか。そういった教室をつくっていただけないか、毎月とは言いません、一度でいいからそれをやっていただいて、それなりのお悩みの方を集っていただいて、要するに町のほうで一度お話を聞いていただける場をつくってほしいというのが願いなんです。

これについて、例えばボランティアでやってくださっている方、知っています。そういったところに協力をしていくとかというんじゃなくて、町として何ができるか、これを是非町長にお願いをしたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問でございますが、先ほど私のほうからボランティア団体ということで、ひきこもりと歩む会というのがございまして、中央公民館で月2回程度、第2と第4の木曜日に午後から、代表者がそういったまず話を聞くという会で、ひきこもりの状態や家族が安心してくつろげることを願って居場所づくりをしているボランティアの会ということで、気軽にお出かけいただけたらということでパンフレットを用意しています。

私も、このひきこもりについては、不登校とかそういったものを含めて非常に関心がありますので、この団体の代表者とも近いうちに会って、町としてどういうふうにできるのか、役割分担を含めて、一度検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 4番飯塚賢治議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時30分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 皆さん、こんにちは。議席番号7番齊藤崇でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、1、自主防災組織について。2、町のインフラに対する維持管理について。

3、コンパクトタウンについての以上3点でございます。

まず、1、自主防災組織についての①として、上里町でも自主防災組織を結成する機運が高まっているがについて質問をいたしますので、答弁のほどをよろしくお願いいたします。

前回の一般質問でも若干触れましたが、地球上の地震の20%、2割ですね——が日本列島で発生しているということは、多くの議員の皆さんも御存じだと思います。いわゆる地震大国と言っても過言ではないでしょう。また、最近では異常気象で短時間記録的大雨など、また台風も年々大型化しているということはニュース等で周知されております。

そこで、町でも自主防災組織の結成について考える地区が幾つか立ち上がりました。具体的には、大御堂、それから三軒、三田、それに西金地区であります。

まず、自主防災組織の理念についてですが、自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織で、組織で作成する防災計画に基づ

いて災害による被害を予防し軽減するために、地域の方々が連携し防災活動を行う共助の中核を担う。

日ごろは、防災知識の普及啓発、防災訓練や地域の防災安全点検の実施、防災資機材の備蓄といった活動の取り組み。いざ災害となった場合は、負傷者の救出や救護、初期消火、住民の避難誘導、避難所の運営などに従事とあります。

大規模な災害が起こった場合には、道路、電気、水道などのライフラインの被害により公的機関の応急活動に支障を来すおそれがあります。そのような事態に備え、住民が連携して地域の被害を最小限に抑えることが自主防災組織の役割とあります。

そこで自主防災組織の活動が注目されるわけですが、大きく分けて平常時の活動と災害時の活動があり、平常時では防災知識の広報、啓発が重要で、地域の行事やイベントの中で防災を意識づける機会づくり、また、自治体や消防機関等の講習会や研修への参加などが考えられます。

災害時の活動では、主に情報収集及び伝達、出火防止、初期消火、給食・給水等、ほかの団体と連携しながら継続的な活動が不可欠です。

本町でも、これから自主防災組織を立ち上げる地区が徐々に増えてくることが考えられると思いますが、町としては、これに対してどのように対応していくのか伺います。

次に、②三助、自助・共助・公助について質問をいたします。

言うまでもなく、自助とは自分の命は自分で守る、共助は地域社会が協力してお互いを守る、公助は行政が防災対策、救護、支援を実施する3つであります。この3つが連携することによって、防災対策は効果を発揮することができると言われております。

大規模災害発生時は、交通の阻害や同時多発する火災への対応等が公助だけの対応には限界があります。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、生き埋めや建物などに閉じ込められた人のうち約98%は自力、または家族や隣人に救助され、公的機関に助けられたのはわずか1.7%だったというデータがあります。

災害が大きくなると被災者数は膨大し、情報の混乱、道路、橋梁等が被災し公的機関の発生直後の迅速な対応が困難になります。このため初期の防災活動において、みずからの身を自分で守る自助と地域社会が協力してお互いを守る共助の2つの防災力は大きな役割を果たすと言われています。

先ほども言いましたように、この三助がどのように横の連携をとっていけばいいのか。そのプロセスを具体的にお答えください。

恐らく大規模災害発生時には災害無線設備も機能しなくなってしまうし、携帯電話もふくそうし、つながりにくくなるおそれがあります。それと、この三助が平常時、どのような認識を

持っていなければならないか伺います。

次に、2番、町のインフラに対する維持管理について、①町道に対する点検等は定期的に実施されているのかについて質問いたします。

本町の町道実総延長は約414キロメートルで、町道の舗装化率は約73%であります。最近の道路の利用率は、歩行者の通行に比べ圧倒的に車両の通行が多いのが現状です。ということは、交通量が多い道路では舗装の損傷も著しく、穴のあいた箇所を多く見受けられます。近くにはアスファルトの破片が散乱していたり、中には長い間放置されていて雑草が生えているところも目につきます。また、舗装の打ちかえ工事においても不自然な工事が見受けられます。

それから、道路に管路敷設工事を実施後、舗装修復工事においてもでこぼこがあったり、これでは完全な修復工事とは言えませんし、交通事故や車両損傷にもつながりかねないと思います。夜間走行や余り通行したことのない道路は、特に危険ではないでしょうか。

私は、以前、関根町長のときに同じような質問をした経緯があります。そのときの答弁では、役場職員の行き帰りに点検しているとの答弁をいただいたことを記憶しております。しかし、これでは全ての舗装道路をカバーしているとは言えませんし、完璧な点検とは思いません。そこで、山下町長になってから、これらの問題を定期的に、また計画性を持って実施していく考えがあるのか具体的に伺います。

②安心・安全の観点から危険箇所は特定しているのかについて質問をいたします。

町には多くの公共施設がございます。道路を除いて町民体育館、公民館、運動場、公園等が存在していて、多くの町民が集います。これらの施設点検は、それぞれの担当課で実施しているのではないかと思います。中には耐震化が済んでない施設もあるように聞いております。

例えば町民体育館には体育館本体と外構、それに駐車場とあるわけで、体育館本体は、つい最近一部を除いてリニューアルが済んでいるので問題はないと思いますが、一步外へ出てみるとタイルの剥がれているものやコンクリートの劣化が目につきます。

また、最近、忍保グラウンドを使用するようになりましたが、野球場ですが外野の芝生部分が雑草が繁茂して足を滑らせたり、ちょっと雨の後、水滴があると足を滑らせたり、とても危険な状態です。

一部を紹介しましたが、これらの危険箇所を町としては認識しているのか、また、これから先、町としてどのような対応を考えているのか伺います。

最後に、3、コンパクトタウンについて、①超高齢化社会に突入したが、今後の公共施設等の設置・配置について質問いたします。

全国的に高齢者が増え高齢化が進んでいる中、本町でも高齢化率は本年4月1日現在で26.4%で高齢者数は8,196人、高齢化が一段と進んでおります。このような状況下において、

町の公共施設も経年劣化してきております。

そこで、これからの上里町のあるべき姿を考えたとき、公共施設等の配置も考慮しなくてはならないのではないかと思います。例えば現存する役場庁舎は、町のほぼ中心に位置しております。コミュニティセンターもそうです。これは先人たちが議論しての結果だというふうに認識しております。

また、来年の4月には公立保育園もオープンする運びになっています。これらを見てみますと、どうも一極へ集中しているのではないかと思います。そうであるなら、いっそのこと老朽化している例えば老人福祉センターかみさと荘や保健センターなども考えてはいかがでしょうか。これは公共施設とは言えませんが、郵便局や医療機関なども考える必要があるのではないのでしょうか。

これがいわゆるスマートシティ、いいや、スマートタウンなのではないかと思います。こうすることによって、今余り利便性のよくないコミュニティバスも機能を発揮できるのではないかと思います。

もちろん、一極集中することによってメリット、デメリットは生じます。これからの上里町の姿をイメージしたとき、町としてどのような青写真を描いているのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、自主防災組織についてのお尋ねのうち、①上里町でも自主防災組織を結成する機運が高まっているがについてでございます。

自主防災組織について、町では大御堂、三軒、三田、西金の4地区をモデル地区と考えており、今後も自衛消防隊を組織している地域を中心に拡充に努めてまいりたいと考えております。

自主防災組織の立ち上げには規約の作成や活動計画などを備える必要があり、大御堂、三田、西金の3地区では規約は既に作成済みで、三軒地区に関しても作成に向けて手続を進めているところでございます。

町では防災講習会を開催しており、地元区長さんから依頼をいただき、平成30年度は集会所や公会堂を会場にして12地区、延べ13回実施しました。今後も防災講習会などさまざまな機会を捉えて周知を図るとともに、自主防災組織の拡充に向け有効な補助金制度についても調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、②三助（自助・共助・公助）についてのお尋ねでございます。

全国で多発している大規模災害時には、防災行政無線など、さまざまな手段で情報を発信していたにもかかわらず避難をしなかったため命を落とされた方もおり、住民に対する情報伝達には苦慮をしているのが現状でございます。

災害時の情報伝達手段について、町では防災行政無線によるほか、登録制メールを活用し防災行政無線と同様の内容をメールで発信しております。そのほか大規模発生時には消防車や広報車による呼びかけなども活用し、住民に避難を促すことを想定しています。

町の取り組みについてですが、水防法の改正に伴い防災ガイドハザードマップ及び避難勧告等の判断基準マニュアルの見直しを行いました。これにより、これまで3段階による判断基準を5段階に変更し、住民に直感的に避難を促すことができるよう努めてまいっております。

また、防災ガイドハザードマップは、浸水想定区域図の見直しに加え、住民の自助・共助に関する知識の習得などを目的に学習編を追加しました。風水害対策や火災、地震など災害別にとるべき対応マニュアルのほか、我が家の防災対策及び非常時持ち出し品の準備とチェックリストなども掲載しております。これらを有効活用し、住民一人一人が自助の取り組みとして避難所や避難経路の確認などを行っていただけるよう啓発に努めてまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり行政が行う公助には限界があり、自助・共助とあわせて三助が連携をとることで大規模災害時にも有効に機能すると考えております。今後は町の広報誌やホームページなど各種の媒体を通して町の取り組みや防災情報などの周知を図りつつ、防災講習会などにおいて顔の見える関係を築くことなど共助との連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、2、町のインフラに対する維持管理についてのお尋ねのうち、①町道に対する点検等は定期的に実施されているかでございます。

町が管理する道路の点検につきましては、日ごろより職員が道路の点検を実施し、修繕が必要な箇所の早期発見に努めておるところでございます。しかしながら、全ての町道について修繕箇所を把握することが困難なことから、区長を初めとする住民の皆様より舗装の破損等の情報提供をいただき修繕を行っているところでございます。

また、町では従来の事後的な修繕対応から計画的な修繕をすることで舗装の長寿命化を図り、修繕にかかる費用の縮減と交通事故防止、車両損傷の防止など交通の安心・安全を確保することを目的として、平成25年度、平成27年度に幹線道路を中心に実施しました路面正常調査に基づき平成29年に舗装の個別施設計画を作成いたしました。

現在、公共施設等適正化管理推進事業債などを活用し、修繕が必要と判断された11.3キロメートルのうち約9キロメートルの舗装修繕を行い、約8割が完了しております。この路面正常調査を実施した箇所は町道の総延長約414キロメートルのごく一部のため、今後は定期的に路面正常調査の対象範囲を広げ、舗装の個別施設計画を改定し、舗装修繕を進めてまいりたいと

考えております。

また、議員御指摘の全ての道路の点検につきましては、地域ごとの重点的な点検の実施や道路パトロールの外部委託などの活用などを調査・研究してまいりたいと考えております。引き続き安心・安全で快適な道路環境の改善に向け、道路危険箇所の早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、②安心・安全の観点から危険箇所は特定しているかについてのお尋ねでございます。

上里町の公共施設につきましては、庁舎を初め、学校や公民館、駅前の公衆トイレ、公園等があり、住民の福祉向上を図ることを目的に建設を行ってまいりましたが、これらの施設は、年月の経過とともに当然に傷みやふぐあいといったことが起こってまいりますが、それぞれの管理担当課が点検を行い、危険と判断された箇所は修繕を行っておるところでございます。また、耐震診断を実施して、それぞれの建物での耐震性の有無を調査しておるところでございます。

お話にありました町民体育館のタイルの剥がれやコンクリートの劣化箇所は担当課でも把握しており、修理に関しましては予算の許す限り計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、忍保パブリック公園のソフトボール場、野球場の外野部分の管理につきましては、刈り込み除草作業を管理業務委託にて年4回実施しております。限られた財源の中での作業回数でございますので、イベントの実施状況等を確認しながら適宜管理しておるところでございます。

今後の町の対応ですが、平成29年度に全ての公共施設の劣化状況調査を実施しております。本年度は個別施設ごとの長寿命化計画である個別施設計画を策定し、計画的な公共施設の管理の準備をしているところでございます。

これからも公共施設の管理や利用される方々から情報収集をして危機管理に注意を払いつつ、今後も公共施設を安心して快適に利用していただくために適正な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、3、コンパクトタウンについての①超高齢化社会に突入したが、今後の公共施設等の設置・配置についてのご質問にお答え申し上げます。

現在、上里町では、限られた経営資源の中で次世代へ公共施設を引き継いでいくため、人口や財政状況にあわせ公共施設の質、量、コストを最適化していく公共施設マネジメントの取り組みを進めております。

公共施設マネジメントは公共施設の質、量、コストを最適化することですが、第一のポイントは、減少していく人口規模を勘案しながら総量を減らすコンパクト化でございます。そこで大切な考え方は、建物ではなく機能、ソフトを維持することでございます。総量の施設の量は減っても、機能や質を確保するため複合化や集約化を行いながら魅力的で安全な施設、今の上

里町にとって最適な場所において整備、運営を目指しております。

来年4月に開園します公立保育園につきましては、施設利用者への配慮や用地確保等、さまざまなメリット、デメリットを検討の上、1園に集約し、建設地を旧中央公民館跡地に決定したわけでございます。

今後、更新時期が迫る老人福祉センターかみさと荘や保健センターなどについても、庁内検討ワーキンググループを立ち上げて、必要な機能や適切な規模、配置や対策時期等について検討を行ってまいりたいと考えております。

議員のおっしゃるとおり一極集中する傾向がうかがえるわけではありますが、一極集中への転換は、持続的な成長を実現できるよう社会インフラが賢く使える都市空間の形成を進めることができる有効手法の1つであります。その具体策の1つとして、集約型の都市構造、いわゆるコンパクトシティの形成が考えられます。

町の中心に今後どのような公共施設や行政サービス機能を配置するかどうかにつきましては、今年実施しております公共施設の今後のあり方と再配置に関する町民アンケートや公募メンバーによる未来の公共施設のあり方を考えるワークショップなどを通じて集めた住民意見を分析し作成する個別具体的な公共施設の複合化、集約化、再配置等を含めた個別施設計画の中で明らかにしていきたいと考えております。

今後、個別施設計画の策定に当たっては、公募委員及び議員を含む外部有識者により組織される上里町行政改革推進委員会やパブリックコメントの募集などによっても改めて御意見いただく予定であり、まずは年度内を目途に公共建築物にかかわる個別施設計画を策定し、40年後の上里町の公共施設のあり方についてお示ししていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 何点か、じゃ、再質問をさせていただきます。

まず、自主防災組織についてのところですが、町では今、各4地区ですか、自主防災組織が立ち上がっているわけですがけれども、今後こういった町としての対応は、講習会を開いたり、補助金についても考えてくれるということは大変ありがたいなというふうに考えているところですが、町では、この自主防災組織を立ち上げた場合は、まず自主防災組織の相談窓口というんですか、新たに結成する地区においては真っさらな状態からスタートするわけで、組織的にそういう何かがあれば、それを利活用というんですか、してもいいというふうなことがあるんですけれども、さっき町長の答弁の中で自衛消防をそれを移行してというか、考え方を自主防災組織に置きかえるような考え方と、そうでなくて、全然真っさらなところからスタートする

という二通りの方法があるかと思うんですが、その後者のほうで、前者もそうですけれども、そういったことを要するに相談窓口と言うんですか、町のそういうものは窓口的なものはあるのかどうか伺います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

自主防災組織を新たに全く真っさらな状態で立ち上げたい場合には、町のくらし安全課が窓口になっております。

以上です。

○議長（新井 實君） 7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） それと関連してですけれども、この自主防災組織を立ち上げた場合に、今その窓口はありますよと、くらし安全課ですよという答弁いただいたんですが、これを例えば私が居住しているところは藤木戸ですけれども、藤木戸で立ち上げた場合は、それを要するに藤木戸も自主防災組織をつくりましたよという届け出る義務はあるのかどうかということをちょっと確認したいんですが、よろしくお願いします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど言いましたように、自主防災組織の立ち上げについては、規約の作成や活動計画などを備える必要があるということで答弁させていただきました。そういったところで、窓口、くらし安全のほうに一応そういった相談をしていただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 続きまして、三助についてですね。

町長の答弁の中に自助・共助・公助とあるんですけれども、これが平常時どういう関係で体制を認識していかなければならないかというところをちょっと私、聞き漏らしたかどうかかわからないですけれども、具体的な答弁もらってないような気がするんですけれども、大規模災害のときは、先ほど壇上でも言いましたけれども、公助のほうはそんなに活動できないよと。

道路とか橋梁は破損したりなんかして、現地に駆けつけられないということであるわけですが、そういったときに、その三助がそういうことを想定して、ふだん連携を図る、横の

連携というものは、どういうふうにとっておかなければならないかということは大事なというふう思うんですよ。

というのは、公助の場合、そういった道路等が通行どめになったりなんかすると、なかなか現地に行けない。それから、防災無線等も機能しなくなってしまうという状況下において、そういったときに、じゃ、公助というか、自治体のほうからの指示とか連絡、そういうものをふだん決め事というんじゃないですけども決めておかないとならないと思うんですよ。その辺の三助がどういう連携をふだんにとっておかなければならないかということについて、もう一度答弁をお願いしますか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 災害の状況にもよりますが、まず自助としては、日ごろから避難所や避難経路、そういったものを確認して万一に備えるということも大事でありますし、そういった啓発活動に町としても取り組んでいきたい。

それから、共助・公助という意味では、日常的に広報誌やホームページ等で防災情報などを提供していくと。それから、講習会等を開催した場合には、そういったことも含めて考えてもらおうと。

また、今後、私としましては避難訓練等も非常に想定される。最近の9月1日の防災の日にも避難訓練やっているような事例ありました。そういったことも含めて、やはり日常的に計画的にやっていく必要があるかと感じております。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 実は、それに関連して、今、昨日ですか、まだ自主防災組織が結成されてない地区の住民とちょっとこのことについて話したんですが、私はどこへ避難していいんだか避難場所わからないというんですよ。そういう住民がどのくらいいるかわかりませんが、高齢70歳以上の方なんですけれどもね。結局そういう実態が町内であるということ。

前、これと同じような質問、何年前でしたっけ、常総市が被災したときの、鬼怒川氾濫してですね。あのときに、ちょっともう私も言ったんですけども、結局、自分がどこへ避難するか、そういったこともわかりませんということを聞くと、がっくりしたんですけども、こういうことでいいのかなというふうに感じたわけです。

ですから、ちょっと話がそれるかもしれないけれども、今後またタウンミーティングか何かあったときに、まず1番目に、あなた方は自分の避難場所、避難するところをわかっています

かぐらいのことを問いかけてみたらと思うんですよ。それ、町長にちょっとお願いしておきたいなと思うんですけれども。

それでは、次に、町のインフラに対する、町道に対する点検等について、ちょっとまた再質問させていただきます。

午前中の同僚議員の質問にもあったんですけれども、私は私なりの似通ったところもありますが質問させていただいたんですが、アスファルト、簡易舗装というか、その辺専門的なことはよくわからないんですけれども、交通量が多ければ多いほど破損というか劣化は著しく進むと。これは自然の法則だと思うんですよ。

穴が小さな、こんな直径10センチぐらいの穴でも、放置しておくと、だんだん穴が拡大というか大きくなって、さっき言ったように雑草が生えたり、ついこの間、雑草があったところ埋めてもらいましたが、いまだにまだ、2カ月もたってもそのまま放置されているというふうな舗装道路があります。

こういったのを、先ほども申しましたように、町で担当課がどのような計画性を持って点検しているのか。まず基本的には、先ほど言いましたように、交通量の多い道路が損傷が激しいわけですから、そういったところを優先的に点検するというのが望ましいかなというふうに思うんですけれども、優先順位ということを考えて、これから点検等を定期的に行っていくのか再度伺いたいします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の質問への説明の中で、個別施設計画というものがあるという説明させていただきました。これは事後的な修繕対応から計画的な予防修繕ということで、舗装の長寿命化を図るということでありまして、修繕にかかる費用の縮減とか、交通の安全・安心ということで、先ほど議員のおっしゃっているように、穴が小さいうちに修繕しておけば比較的費用もあれですが、それが拡大することによって修繕にかかる費用も増えてくる。そういったこともありますので、予防保全に努めていくという計画でございます。

こういったところは日常的な点検活動も含めて計画的にやっていくということで、町の体制だけではできませんので、先ほど言いましたように、道路パトロールとか、そういった委託も含めて個別に進めていくという考えでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 次に、②の安心・安全の観点からのところに行きますが、先ほど町長

の答弁だと、リニューアルは済んだ町民体育館、これを1つ例に挙げて私は言ってみたんですけれども、それについて外構とか、タイルとかコンクリートですね——の予算との兼ね合いは当然あると思うんですけれども、それが修繕されてなかったがために、けが人や事故が発生した場合、これは大変なことになろうかと思うんですよね。

ですから、そういうところの考え方を、これも危険な箇所を優先的に把握して対応してもらいたいなというふうに思うわけですが、予算との兼ね合いというふうなこともちょっと先ほど町長言いましたけれども、そうじゃなくて、やっぱりそれは、ここは体育館でも端のほうというか、正面に向かって入り口の近辺がそういった状況であれば、それはそれで補正でも何でも組んで対応してもらいたいなというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員御指摘の体育館のタイルの剥がれ、私もちょっと見てきました。タイルが経年といいますかね、雨水が入ったりして、場合によっては、冬、凍ってタイルが浮き上がってしまう。またはそういった状況で、まだ体育館も修理してそんなにたっていないですね。今カラーコーンで一応危険箇所として、そういったところも日常的な点検含めて今後進めていくと。

ちょっと体育館の修繕工事等でできればよかったんですけれども、その辺はそういう状態だというのも気がつかなかったんですが、今後はそういったところのないよう、しっかり点検等を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） そうすると、道路を除いた公共施設、町民体育館等々あるわけですが、これで本当にこれじゃ危険だな、危ないなというふうな箇所は町としてはどのくらいの件数を把握しているか、数がわかったら大ざっぱで結構ですが教えてください。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほどの町民体育館のタイルについては修繕といいますか、それ以外については特に報告等、周知してない状況でございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 次に、忍保グラウンド、これなんですけれども、やっぱり夏は、この間も何回か行ってみたんですけれども、外野部分が本来なら芝生で覆われているというか、芝が張られているわけなんですけれども、実際はどっちかという雑草に近いではないかなというふうに感じているわけです。

これも、この夏、特に梅雨が明けて、結構降って、またかんかん照りになると草はもう一日一日どんどん伸びてきて、ちょっとの雨でも草が伸びていると、芝もそうですけれども、危険な状態で足をとられたりなんかしてけがをするというふうな悪循環になろうかなというふうに考えるわけですが、先ほどの答弁だと、年4回草刈りというか、手入れをしているというふうに伺ったんですが、年4回と決める、その根拠というか、やっぱりある程度伸びたら、これは危険だなと思うときに、タイムリーにそういう対応をとれないものか伺いたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 忍保のパブリック公園についてのグラウンドのことについて御質問ありましたので、年4回ということで、通常の雑草の生え方からすれば大体定期的に4回というのがありますが、イベント等が計画された場合には、その辺も含めて柔軟に対応したいと思っております。

本当にけがをされた方にはあれですけれども、やっぱり日常的にスポーツやる場合でも、ちょっと危険がある場合には、いろいろなそういった予防策も必要かなと思っております。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） その辺はよく状況を把握した上で、事故が起こる前にそういった対応をひとつお願いしたいと思います。

最後に、コンパクトタウンについて質問させていただきます。

できれば、どうも一極へ集中している感じが拭えないわけです。先ほども言ったように、公立保育園もすぐ近くにできる。街区公園も、これはしょうがないこととして、コミセン、役場、何となくそんな感じができてしょうがないんですよね。

ですから、それは一極集中は一極集中でも構わないんですけれども、そうすることによって本当にいい面と悪い面、そうするとコミュニティバスもぐるぐる回らなくても串刺しでいいのかなと。放射状にこうやって集まれば、バスもね。そうすれば、運行距離も短くなって何回も往復できるという、そういう利点もあるわけですね。となると、公的機関、例えばこういっ

た役所関係は簡単ということはないけれども、可能性的にはできると思うんです。

だから、そういった金融機関だとか、大型商業施設だとか病院だとか郵便局なんていうのは移転してくださいよと、この辺に全部持ってくるというわけにはなかなか難しいと思うんですよ。そういったことも、もし働きかけて、例えば上里郵便局あたりも、もうかなりの年数がたっているように感じるわけですよ。そういうことをこれから先、近い将来、町としてそういうふうなスマートシティがいいのかどうか。

逆に過疎化になるところも当然出てくるわけですが、特に大型商業施設なんかは利益が優先ですから、そういった簡単に集約できないと思いますけれども、それは除いて、そういったものができるかどうか、今後そういうふうな考えを町自体が思っているのかどうか、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員のコンパクトシティ、コンパクトタウンについて、一極集中ということを御心配されておりますが、この辺はそれぞれメリット、デメリットありまして、現状は小学校単位に公民館、児童館、そういったものが輪っかのように形成されております。

また、役場については、今この地にあるわけですが、今後はIT化が進めば、そういった面も利便性も含めて、一極集中でなくても必要なところで例えば住民票とか、そういったものがとれるようになる。

ITを活用した時代が私は来ると思っています。そういった中で一極集中とはいっても、それぞれメリット、デメリットありますので、そういったところの構造については、人口との絡みもありますが、そういった点を含めて、よりよいサービスができますよう考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 最後に、この質問をして終わりたいと思います。

壇上でも言いましたように、老人福祉センターかみさと荘とか保健センターもかなりの老朽化、経年劣化しているわけですが、これもできればもう少し役所に近いところに今後、名称は何となるかわかりませんが、そういった考えがこれからあるのかどうか質問して終わりたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 老人福祉センター等については、まだ具体的にこれから、今、個別施設計画等、検討している段階ですので、この段階ではまだまだ具体的には申し上げられませんが、その場合についても議会の皆さんの御意見等も伺いながら、検討委員会の中でも議論していただいて、あるべき姿にもっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 7 番齊藤崇議員の一般質問を終わります。

◎散会

○議長（新井 實君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3 時 18 分散会